

福井市工事施工管理資料作成要領

令和4年10月

福 井 市

目 次

工事書類作成にあたっての基本方針	1
工事書類で作成が不要なものリスト	2
1 . 総 説	1 - 1 ~ 1 2
2 . 施工計画書	2 - 1 ~ 2 4
3 . 材料の見本又は品質を証明する資料の提出 ..	3 - 1
4 . 出来形関係図書様式	4 - 1 ~ 1 0
5 . 品質管理関係図書様式	5 - 1 ~ 7
6 . その他様式	6 - 1 ~ 1 0 1
7 . 参考資料	7 - 1 ~ 1 5

工事書類作成にあたっての基本方針

「紙」と「電子」の二重提出は不要

どちらで提出するかは工事着手前に監督職員と協議
(紙による提出は最小限とする)

情報共有システムによる電子検査を積極活用

不要な書類は作成しない・させない

作成が不要な書類リスト(次頁)を参照

工事打合せ簿「指示」は必ず発注者が作成する

工事打合せ簿「協議」の添付書類は必要最小限に

根拠資料(仕様書・基準書等のコピー)は添付不要

監督職員等が臨場した立会・確認の写真は不要

軽微な変更に伴う変更施工計画書の提出は不要

工期や数量等の軽微な変更については、その都度の提出は不要

工事書類で作成が不要なものリスト

下記書類については作成・提出しても工事成績評定で加点されません。

分類	書類の内容	備考
工事概要書	検査時に工事検査職員に工事概要を説明するための資料	原則、既存資料等を活用 (1)
検査書類一覧	検査書類(紙)の一覧表	作成不要
情報共有システム登録書類一覧	情報共有システムの登録書類(電子)の一覧表	作成不要
工事打合せ簿等の一覧	工事打合せ簿、段階確認の発議日と内容を記載した一覧表	作成不要
確認・立会依頼等の一覧	確認・立会依頼日、立会日を内容毎にとりまとめた一覧表	作成不要
その他	現場環境改善に関する実施報告書	作成不要(ただし写真撮影は必要)
その他	休日・夜間作業届	現道上で工事を行う場合等以外は作成不要(メール等による連絡で可)
その他	週刊予定表(週刊工程表)	現道上で工事を行う場合等 (2)

(1) 既存の資料等の一例

契約図面、又は既存の説明図・写真類

その他、地元説明や工事見学会等で作成した資料

(2) 作成が必要な場合は事前に監督職員から指示する。

1 総 説

1 - 1 施工管理の意義

施工管理とは、工事を安全で経済的に、工事目的物の品質、形状等を確保し、工期内に完成させるために計画をたて、その計画にもとづいて施工し、その結果が計画と開差があれば、その原因を追求し、それを改善するとともに、工事途中における条件の変化に適時、適切に対応する統制の機能をいうのである。

一般に土木工事は、比較的長期にしかも野外で実施されるために起り得る事態をすべて予知することは困難であり、計画と実施とを完全に一致させる事は容易ではないが、

工期、目的物の出来形および品質等のそれぞれに応じた管理が、施工管理として、積極的に行わなければならない。

1 - 2 施工管理の必要性

請負契約書には、契約図書に定められた工事目的物を完成するために、必要な仮設方法等特別な定めのあるものを除き、一切の手段について受注者の責任により定めることになっている。

受注者にとっては、輻輳した諸条件の中で、契約の目的に合致した出来形、品質をもつ工作物を工期内に安全でかつ経済的に作るために、綿密な計画と適切な施工管理を責任をもって遂行する必要がある。

1 - 3 施工管理に関する書類

施工管理は、工程管理、出来形管理、品質管理などにより工事を管理することが必要な事項であり、工事施工管理基準及び同運用方針により施工管理を行い、工程の進捗状況や製品（建築物）の品質、規格、強度などの検査及び証明、その製造過程の説明の根拠となる書類などを整備し、指定された期日までに監督職員に提示もしくは提出しなければならない。

（１）工程に関する提出書類

施工計画書、実施工程表、工事履行報告書、
工事打合せ簿等（協議書、指示書等）写真

（２）出来形に関する提出書類

出来形成果表、出来形図、出来高数量計算書、段階確認書、写真

（３）品質に関する提出書類

材料承諾願、写真

（４）品質に関する提示書類

品質管理関係書類（試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書等を含む）、納入伝票（出荷証明書を含む）

(5) 主な提示・提出書類一覧表

約款：福井市工事請負契約約款

仕：福井市土木工事共通仕様書

建り法：建設リサイクル法

様式番号	様式名	作成別	宛名	提示・提出時期又は提示・提出期限	提示・提出根拠	ページ
	(契約関係様式)					
契1	〔廃止〕					
契2	工程表	受注者	発注者	契約後7日以内 請負代金額200万円を超える金額	約款第3条 仕第3編1-1-1	6-1
任意	請負代金額の変更に伴う 契約の保証の額の変更に ついて(請求)	発注者 受注者	受注者 発注者	請負代金額が変更され た場合	約款第4条第4項	-
任意	債権譲渡申請書	受注者	発注者		約款第5条第1項	-
任意	債権譲渡承諾書	発注者	受注者		約款第5条第1項	-
任意	工事目的物等の譲渡、貸 与、抵当権、担保の申請 書	受注者	発注者		約款第5条第2項	-
任意	工事目的物等の譲渡、貸 与、抵当権、担保の承諾 書	発注者	受注者		約款第5条第2項	-
契4	〔廃止〕					
契5	監督職員の定めについて (通知)	発注者	受注者	監督職員を置いたとき	約款第9条第1項	6-2
契6	現場代理人及び主任技術 者等選定通知書	受注者	発注者	請負契約締結時	約款第10条第1項	6-3
契7	経歴書	受注者	発注者	〃		6-4
契8	現場代理人及び主任技術 者等変更通知書	受注者	発注者	変更発生後速やかに	約款第10条第1項	6-5
契74	担当技術者選定通知書	受注者	発注者	請負契約締結時		6-71
契75	担当技術者変更通知書	受注者	発注者	変更発生後速やかに		6-72
契9	工事関係者に関する措置 について(請求)	発注者 監督職員	受注者	職員又は施工並びに管 理につき著しく不相当 と認められるとき	約款第12条第1項 及び第2項	6-6
契10	工事関係者に関する措置 について(通知)	受注者	発注者	請求を受けた日から10 日以内	約款第12条第3項	6-7
契11	監督職員に関する措置に ついて(請求)	受注者	発注者	職務の執行に著しく不 相当と認められるとき	約款第12条第4項	6-8
契12	監督職員に関する措置に ついて(通知)	発注者	受注者	請求を受けた日から10 日以内	約款第12条第5項	6-9
契13	支給材料・貸与品要求書	受注者	発注者	使用予定日の14日前ま でに	約款第15条第1項 仕第1編1-1-16 4	6-10

様式 番号	様式名	作成別	宛 名	提示・提出時期又は 提示・提出期限	提示・提出根拠	ページ
契14	工事請負契約約款15条第2項後段の規定による通知について	受注者	発注者	設計図書の定めと異なる とき又は使用が適当 でないとき	約款第15条第2項 後段	6-11
契15	(支給材料・貸与品)の (受領・借用)について	受注者	発注者	引渡しの日から7日以 内	約款第15条第3項	6-12
契16	(支給材料・貸与品)の 契約不適合等の発見につ いて	受注者	発注者	契約の内容に適合しな いこと等により使用が 適当でないとき	約款第15条第4項	6-13
契17	(支給材料・貸与品)の 使用請求について	発注者	受注者		約款第15条第5項	6-14
契18	支給材料・貸与品返納書	受注者	発注者	返納時	約款第15条第9項 仕第1編1-1-16 5	6-15
契19	支給品清算書	受注者	発注者	工事完成時	約款第15条第9項 仕第1編1-1-16 3	6-16
契20	設計図書の不一致等につ いて	現場代理人	監督職員	該当する事実を発見し た時	約款第18条第1項 仕第1編1-1-3 2	6-17
契21	設計図書の不一致等の調 査結果について	発注者	受注者	調査終了後14日以内	約款第18条第3項	6-18
契22	設計図書の変更について	発注者	受注者	必要がある時	約款第19条	6-19
別途 様式	工事変更請負契約書	発注者 受注者	発注者 受注者			-
契23	工事一時中止通知書	発注者	受注者	天災等による工事施工 ができない時	約款第20条第1項 及び第2項 仕第1編1-1-13	6-20
契24	工期の延長について	受注者	発注者	工期延長を必要とする 時	約款第21条第1項	6-21
契25	工期の短縮変更について (請求)	発注者	受注者	短縮の必要がある時	約款第22条第1項 及び第2項	6-22
契26	工期・請負代金額・設計 図書の変更について(協 議)	発注者 受注者	受注者 発注者	それぞれの変更事由が 生じた日	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項	6-23
契27	工期・請負代金額・設計 図書の変更について(回 答)	発注者 受注者	受注者 発注者	協議開始の日から14日 以内	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項	6-24
契28	工期・請負代金額・設計 図書の変更について(通 知)	発注者	受注者	協議開始日から14日以 内に整わない場合	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項 ただし書	6-25
契29	工期・請負代金額・設計 図書の変更の協議開始の 日について(通知)	発注者 受注者	受注者 発注者	工期の変更事由が生じ た日 発注者が7日以内に通 知をしない場合	約款第23条第2項 約款第24条第2項 約款第25条第8項 約款第30条第2項	6-26
契30	発注者が負担する必要な 費用の額について(協議)	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第24条第3項	6-27
契31	発注者が負担する必要な 費用の額について(回答)	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第24条第3項	6-28
契32	工事請負契約約款第25条 第1項・第5項・第6項の規 定による請負代金額の変 更について(請求)	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第25条第1項 約款第25条第5項 約款第25条第6項	6-29

様式 番号	様式名	作成別	宛 名	提示・提出時期又は 提示・提出期限	提示・提出根拠	ページ
契33	請負代金額の変更について(協議)	発注者 受注者	受注者 発注者	請負代金額の変更事由 が生じた日	約款第25条第3項	6-30
契34	請負代金額の変更について(回答)	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第25条第3項	6-31
契35	変動前残工事代金額及び 変動後残工事代金額につ いて(通知)	発注者	受注者	協議開始の日から14日 以内	約款第25条第3項 ただし書	6-32
契36	臨機の措置について(通知)	現場代理人	監督職員	臨機の措置をとったと き	約款第26条第2項	6-33
契37	天災等による損害発生通 知書	受注者	発注者	発生後直ちに	約款第29条第1項 仕第1編1-1-38 1	6-34
契38	損害確認通知書	発注者	受注者		約款第29条第2項	6-35
契39	工事請負契約約款第29条 に基づく損害額について (協議)	発注者	受注者		約款第29条	6-36
契40	工事請負契約約款第29条 第3項に基づく損害によ る費用の負担について (請求)	受注者	発注者		約款第29条第3項	6-37
契41	工事完成届	受注者	発注者	工事完成の日	約款第31条第1項 仕第1編1-1-20	6-38
契42	破壊検査の理由通知： 完成検査 部分払、部分引渡し検査 契約解除	発注者	受注者	必要があると認めると き	約款第31条第2項 約款第37条第3項 約款第38条第1項 約款第54条第1項	6-39
契43	引渡書	受注者	発注者	検査による工事完成の 確認後	約款第31条第4項	6-40
契44	工事目的物の引渡しにつ いて(請求)	発注者	受注者	請負代金の支払の完了 と同時	約款第31条第5項	6-41
契45	工事検査日通知書				仕第1編1-1-20 3	6-42
別途 様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき (完成)	約款第32条第1項	-
契46	工事目的物の部分使用に ついて(請求)	発注者	受注者		約款第33条第1項	6-43
契47	工事目的物の部分使用に ついて(承諾)	受注者	発注者		約款第33条第1項	6-44
別途 様式	工事請負代金一部前払請 求書	受注者	発注者		約款第34条第1項 第3項	-
契48	前払金のうち返還すべき 超過額について(協議)	発注者 受注者	受注者 発注者	返還することが不適当 と認められるとき	約款第34条第6項	6-45
契49	前払金のうち返還すべき 超過額について(回答)	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第34条第6項	6-46
契50	前払金のうち返還すべき 超過額について(通知)	発注者	受注者	協議開始の日から14日 以内	約款第34条第7項 ただし書	6-47
任意 様式	返還すべき前払金の未返 還額に係る遅延利息の受 注者に対する支払請求	発注者	受注者		約款第34条第8項	-
別途 様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき (部分払)	約款第37条第1項 及び第5項	-
契51	部分払検査願	受注者	発注者	希望月日の14日前	約款約37条第2項	6-48
契52	部分払金の算定の基礎と なる請負代金相当額につ いて(協議)	受注者	発注者	部分払いを請求すると き	約款第37条第7項	6-49

様式 番号	様式名	作成別	宛 名	提示・提出時期又は 提示・提出期限	提示・提出根拠	ページ
契53	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について(回答)	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第37条第7項	6-50
契54	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について(通知)	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第37条第7項 ただし書	6-51
別途 様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき (指定部分)	約款第38条第1項	-
契55	指定部分完成届	受注者	発注者	部分完成の日	約款第38条第1項	6-52
契56	指定部分引渡書	受注者	発注者	引渡しの時	約款第38条第1項	6-53
契57	指定部分に相応する請負代金の額について(協議)	受注者	発注者	部分引渡しをしようとするとき	約款第38条第3項	6-54
契58	指定部分に相応する請負代金の額について(回答)	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第38条第3項	6-55
契59	指定部分に相応する請負代金の額について(通知)	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第38条第3項 ただし書	6-56
任意 様式	発注者の前払金支払遅延に係る支払請求	受注者	発注者		約款第43条第1項	-
契60	工事の(全部・一部)中止について(通知)	受注者	発注者		約款第43条第1項	6-57
契61	工事目的物の契約不適合に係る(修補・損害賠償)の請求について	発注者	受注者		約款第44条第1項 約款第55条第1項	6-58
契62	工事目的物の契約不適合について(通知)	発注者	受注者		約款第57条第8項	6-59
任意 様式	履行遅延による受注者に対する損害金の支払請求	発注者	受注者		約款第45条第1項	-
任意 様式	請負代金支払遅延に係る発注者に対する遅延利息の請求	受注者	発注者		約款第45条第3項	-
任意 様式	発注者の契約解除	発注者	受注者		約款第46条第1項 約款第47条第1項	-
任意 様式	受注者の契約解除	受注者	発注者		約款第50条第1項	-
任意 様式	受注者が契約を解除した場合の発注者に対する損害賠償の請求	受注者	発注者		約款第50条第2項	-
任意 様式	工事請負契約約款第52条第3項の規定による通知について	受注者	発注者		約款第52条第3項	-
別途 様式	仲裁合意書	発注者 受注者	発注者 受注者		約款第54条	-
	(建設リサイクル法関連)					
契63	通知書	発注者	福井市	工事着手前 (工事着工時)	建り法第11条	6-60
契64	説明書	受注者	発注者	契約前	建り法第12条	6-61
契65	法第13条及び省令4条に基づく書面様式1	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	6-62
契66	法第13条及び省令4条に基づく書面様式2	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	6-63
契67	法第13条及び省令4条に基づく書面様式3	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	6-64

様式 番号	様式名	作成別	宛 名	提示・提出時期又は 提示・提出期限	提示・提出根拠	ページ
契68	法第13条及び省令4条に 基づく書面変更様式1	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	6-65
契69	法第13条及び省令4条に 基づく書面変更様式2	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	6-66
契70	法第13条及び省令4条に 基づく書面変更様式3	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	6-67
契71	再資源化報告書	受注者	発注者	再資源化等が完了した とき	建り法第18条	6-68
	(中間前払金関係)					
契72	認定請求書	受注者	発注者	中間前金払いの認定を 請求するとき	約款第34条第4項	6-69
契73	認定調書	発注者	受注者	中間前金払いの請求が あったとき直ちに	約款第34条第4項	6-70
	(施工関係様式)					
別紙	施工計画書	現場代理人	監督職員	工事に着手する前 請負代金額200万円以 上	仕第1編1-1-4 1	-
別紙	変更施工計画書	現場代理人	監督職員	その都度	仕第1編1-1-4 2	-
施1	工事打合せ簿	受注者 発注者	発注者 受注者	打合せの都度	約款第9条第4項	6-73
任意 様式	現場技術員の配置につ いて(通知)	発注者	受注者	事前に	仕第3編1-1-2 1	-
施2	施工体制台帳	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	6-74
施3	施工体制台帳 (下請負人に関する事 項)	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	6-75
施4	作業員名簿	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	6-76
施5	施工体系図兼安全衛生 協議会組織表	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	6-77
施6	再下請負通知書	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	6-78
施7	再下請負通知書(再下請 負関係)	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	6-79
施8	現場発生品調書	現場代理人	監督職員	発生品引渡しの時	仕第1編1-1-17	6-80
任意 様式	建設廃棄物処理委託契 約書	現場代理人	監督職員	廃棄物の処理を委託後 速やかに提示	仕第1編1-1-18 2	-
任意 様式	産業廃棄物管理票(マニ フェスト)	現場代理人	監督職員	廃棄物の再資源化の完 了後速やかに提示	仕第1編1-1-18 2	-
施9	再生資源利用計画書(実 施書)建設資材搬入工事 用	現場代理人	監督職員	計画書:副産物の搬入 搬出する場合 実施書:工事完了後	仕第1編1-1-18 5,6	-
施10	再生資源利用促進計画 書(実施書)建設副産物 搬出工事用	現場代理人	監督職員	計画書:副産物搬入搬 出する場合 実施書:工事完了後	仕第1編1-1-18 5,6	-
施11	確認・立会依頼書	現場代理人	監督職員	立会を求めるとき	仕第3編1-1-3 1	6-81

様式 番号	様式名	作成別	宛 名	提示・提出時期又は 提示・提出期限	提示・提出根拠	ページ
施12	材料確認書	現場代理人	監督職員	確認を受けようとする時	約款第13条第2項 仕第2編1-2 仕第3編1-1-3 5	6-82
	材料納入伝票	受注者	発注者	監督職員が請求した場合及び検査時に提示	仕第2編1-2-1	-
施13	段階確認書(施工予定表)	現場代理人	監督職員	事前に	約款第13条第3項 仕第3編1-1-3 6	6-83
施14	段階確認書(通知及び確認書)	現場代理人	監督職員	事前に	仕第3編1-1-3 6	6-84
施15	品質証明員通知書	受注者	発注者	設計図書で定めた場合 契約後速やかに	仕第3編1-1-5	6-85
施16	品質証明員経歴書	受注者	発注者	設計図書で定めた場合 契約後速やかに	仕第3編1-1-5	6-86
施17	品質証明書	受注者	発注者	検査前	仕第3編1-1-5	6-87
施18	工事履行報告書	現場代理人	監督職員	翌月5日まで 請負代金額3000万円以上	約款第11条 仕第1編1-1-24	6-88 6-89
施19 施20	工事月報 工事週報	現場代理人	監督職員	履行報告書提出の場合、 監督職員が指示したときに提示 請負代金額200万円以上 でどちらか提示 週報(予定)は監督職員が 必要とした場合のみ提示		6-90 6-91 6-92
別紙	出来高管理図書	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-
別紙	品質管理図書	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-
別紙	工事写真	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-
施21	工事事故報告書	受注者 (現場代理人)	発注者	事故発生後7日以内 (死亡事故は1両日)	仕第1編1-1-29	6-93
施22	〔廃止〕					
施23	〔廃止〕					
任意 様式	安全・訓練等の実施記録 旧様式(参考様式として 掲載)も使用可	現場代理人	監督職員	毎月提示 請負代金額200万円以上	仕第1編1-1-26	6-94
施28	休日・夜間作業届	現場代理人	監督職員	作業日の前日までに連絡 (提出は現道上の工事のみ)	仕第1編1-1-36 2	6-97
	(建設業退職金共済関連)					
施25	建設業退職金共済証紙 購入状況報告書 (掛金収納書)	受注者	発注者	証紙貼付方式の場合 当初：契約後1ヶ月以内 追加購入：工事完成時 まで 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	6-95

様式番号	様式名	作成別	宛名	提示・提出時期又は提示・提出期限	提示・提出根拠	ページ
	掛金収納書（電子申請方式）	受注者	発注者	電子申請方式の場合 当初：契約後40日以内 追加購入：工事完成時まで 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	-
施26	共済証紙を購入しない又は購入遅延の理由書	受注者	発注者	期限内に掛金収納書を提出できない場合 購入しない又は購入遅延が生じるとき 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	6-96
施27	〔廃止〕					
	掛金充当実績総括表	現場代理人	監督職員	工事完成時に提示 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	-
	工事別共済証紙受払簿	現場代理人	監督職員	証紙貼付方式の場合、 工事完成時に提示 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	-
	掛金充当書	現場代理人	監督職員	電子申請方式の場合、 工事完成時に提示 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	-
	(検査関係様式)					
検1	中間検査願	受注者	発注者		約款第33条 仕第3編1-1-7	6-98

注)・工程表について請負代金額が200万円以下であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。

- ・施工計画書、工事月報、工事週報について請負代金額が200万円未満であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。
- ・工事打合せ簿の作成においては、設計図書の要求事項を明確にするとともに、それを確認できる必要最小限の関係書類を添付する。また、各種打合せ簿については、適用条文を記載しなければならない。

記載例1：

矢板工事について、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となり、対策工を添付のとおり施工したく、土木工事共通仕様書3-2-3-4 5項に基づき協議します。

記載例2：

仮BMの測量結果について、土木工事共通仕様書1-1-1-37 1項に基づき添付書類のとおり提出します。

- ・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。その他立会の場合も同様とする。
- ・監督職員等が臨場して段階確認した箇所は、状況写真及び出来形管理写真の撮影を省略するものとする。その他監督職員等が臨場して立会した箇所は、状況写真の撮

影は不要。

- ・ **工事履行報告書**について請負代金額が 3,000 万円以下であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。
- ・ **休日・夜間作業届**は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、現道上の工事又は監督職員が把握していない作業を行うにあたっては、土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 3 6 に基づき、事前に理由を付した書面（様式施-28）によって監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書、工事月報、工事週報等にあらかじめ当該事項が記載されている場合はこの限りでない。
- ・ **建設業退職金共済制度の掛金収納書**について、受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、工事契約締結後 1 ヶ月以内（電子申請方式による場合は、工事契約締結後原則 40 日以内）に発注者に提出する。
また、共済証紙を追加購入したときは、工事完成時までに建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に提出する。
なお、期限内に掛金収納書を提出できない場合には、発注者に対しその理由書を提出するものとする。
工事完成時には、**掛金充当実績総括表**を監督職員に提示する。併せて、**工事別共済証紙受払簿**（電子申請方式の場合は**掛金充当書**）を監督職員に提示する。その際、共済証紙のコピー又は被共済者の受領が確認できる書面などの関係資料の提示は不要とする。

掛金充当実績総括表等の建設業退職金共済事業本部様式は、「建設業退職金共済事業本部」ホームページの「ダウンロード」「各種申請書」からダウンロードが可能。

（ 6 ） 施工管理資料の様式は原則として A 4 判の大きさとする。

1 - 4 工事関係書類の削減・簡素化について

福井市発注工事における受発注者の業務効率化を図るため、受注者が作成・提出すべき工事関係資料等については、以下のとおり簡素化できることとしたので、発注者と十分協議の上、運用すること。

(1) 工事関係書類の提示の徹底

共通仕様書及び契約書等に定めのある書類のうち、「提出」の必要がない書類は、「提示」のみとすることとし、確認・検査後に「提示」された書類は、受注者に返却することを基本とする。

また、提示書類については、受注者において保管・管理することとする。

< 参 考 > 【提示書類（提出を求めない）】

	工事書類等	根拠又は関連規定
1	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	共仕 1-1-1-18 建設副産物
2	安全教育・訓練等の記録	共仕 1-1-1-26 工事中の安全確保
3	低騒音型・低振動型・排出ガス対策型建設機械の写真	共仕 1-1-1-30 環境対策
4	機械自主点検記録	共仕 1-1-1-34 諸法令の遵守 (労働安全衛生法)
5	諸手続きの許可、承諾等の書面 監督職員の請求があった場合は写しを提出。	共仕 1-1-1-35 官公庁等への手続等
6	休日又は夜間作業の連絡 口頭、ファクシミリ、電子メールによる。	共仕 1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 現道上の工事については「提出」。
7	掛金充当実績総括表等	共仕 1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償
8	材料の品質規格証明書 設計図書で提出を定められているものは提出。	共仕 2-1-2-1 工事材料の品質
9	納入伝票等 建築工事の場合は提出。	共仕 2-1-2-1 工事材料の品質
10	As 舗装コア、区画線・塗装のテストピース、コンクリート供試体等	施工管理基準 (出来形管理基準、品質管理基準)

「共仕」：福井市土木工事共通仕様書

「施工管理基準」：福井市工事施工管理基準

(2) 工事関係書類の削減

	工事書類	工事書類削減の取扱い
1	図面	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者間で図面を受け渡す場合、原則、A3 判図面又は電子データによる。
2	施工計画書	<p>【記載項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しでもよい。 2. 計画工程表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督職員が承諾した、契約時に提出する工程表の写しでもよい。 3. 現場組織表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「施工体制台帳及び施工体系図、工事下請負人編成表」添付の廃止。 <p>【変更内容の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書を作成し直すことは不要で、見え消し・追加等でもよい。
3	工事打合せ簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付資料は必要最小限とする。 ・ 軽微な報告は電子メールや口頭で可とする。
4	下請負届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年4月から廃止。 ・ 施工体制台帳及び施工体系図については、工事打合せ簿に添付して提出すること。
5	材料・品質関係	<p>【材料承諾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS マーク表示品は JIS マーク表示状態の確認を行う（カタログ、品質証明資料、見本の提出は不要）〔共仕 2-1-2-1 のとおり〕 ・ その他汎用品について、過重なカタログや見本の添付は控えること。 <p>【品質証明資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS 鉄筋認証ラベル、鋼矢板ラベル等、提出根拠のないものは添付しない（材料確認や写真管理で把握できる）。
6	段階確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。その他立会の場合も同様とする。 ・ 監督職員等が臨場して段階確認した箇所は、状況写真及び出来形管理写真の撮影を省略するものとする。その他監督職員等が臨場して立会した箇所は、状況写真の撮影は不要。
7	創意工夫等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督職員と事前協議を行い、あらかじめ提案を選別の上、提出する。
8	納入伝票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷証明書等により数量が把握できる場合は、納入伝票に替えることができる。
9	機械自主点検記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提示を主要機械（労働安全衛生法の定期自主検査を行う機械等）に限定する。
10	建退共関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「建設業退職金共済証紙配布先一覧表」の様式を廃止し、「共済証紙受払簿」（様式は任意。建設業退職金共済事業本部様式の使用も可。）を提示とする。 ・ その際、共済証紙のコピー又は被共済者の受領が確認できる書面などの関係資料の提示は不要とする。

(3) 受発注者間の情報共有システム又は電子メールの活用

- ・ 特記仕様書で情報共有システムの利用が明示されている場合のほか、その利用により業務効率化が図られる場合には、情報共有システムを積極的に利用すること。
- ・ 確認・立会依頼について、設計図書に定めがある又は監督職員の指示がある場合以外は、電子メールにより行うことを基本とし、紙での提出を求めない。
- ・ 工事打合せ簿について、契約約款上の行為以外や軽微な報告は電子メールで行うことを基本とし、紙での提出を求めない。
- ・ 押印を廃止した書類（記名で可とするもの）について、電子メールでの提出を可能とする。提出の方法については、あらかじめ監督職員と打ち合わせることを。

2 施工計画書

施工計画書を作成するにあたっては、作成様式及び記入例を参考にして作成する。

様式（施工計画書）

課 長				

年 月 日

監督職員

様

住 所

受注者

代表者名

現場代理人

施 工 計 画 書

下記工事の施工計画書を福井市土木工事共通仕様書第1編1-1-4に基づき提出致します。

記

工 事 名

路線河川名

工事場所

契約工期

目 次

1 . 工事概要	2 - 3
2 . 計画工程表	2 - 5
3 . 現場組織表	2 - 7
4 . 指定機械（主要船舶・機械）	2 - 8
5 . 主要資材	2 - 9
6 . 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	
.....	2 - 1 1
7 . 施工管理計画	2 - 1 2
8 . 安全管理	2 - 1 6
9 . 緊急時の体制及び対応	2 - 2 2
1 0 . 交通管理	2 - 2 3
1 1 . 環境対策	2 - 2 3
1 2 . 現場作業環境の整備	2 - 2 3
1 3 . 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	2 - 2 3
1 4 . その他	2 - 2 4

1 - 1 工事概要

工 事 名

路線河川名

工事場所

請負金額

工 期	着工	年	月	日
	完成	年	月	日

工事内容

(工事概要に記載されているものを記入する。)

1 - 2 工事設計内容（工事費内訳書）

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
数量総括表を転記する。この場合使用資材の算出が行いやすいよう例のように記載すると便利である。						
(例)						
道路改良						
	道路土工					
		掘削工				
			土砂掘削	m ³		
		路体盛土工		m ³		
			流用土路体	式		
			発生土路体	式		
		作業残土処理		式		
	擁壁工					
		プレキャスト擁壁工				
			プレキャスト擁壁 砂質土用 H 1500	m		
	小型水路工					
		側溝工				
			自由勾配側溝 300×600×2000	m		

設計図書の工事費内訳書の写しでもよい。

2 計画工程表(ネットワーク)

監督職員の承諾を得た場合は契約時に提出する「工程表」の写しでもよい。

新、元.....黒
変更、変更新.....赤

月		月		月		月		月		月	
10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

2 計画工程表（横線式）

監督職員の承諾を得た場合は契約時に提出する「工程表」の写しでもよい。

新、元.....黒
変更、変更新.....赤

工種	種別	月		月		月		月		月	
		10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

3 現場組織表

現場代理人.....(夜間連絡先)
(資格、番号) 住所

主任技術者.....(夜間連絡先)
(資格、番号) 住所

監理技術者.....(夜間連絡先)
(資格、番号) 住所

専門技術者.....(夜間連絡先)
(資格、番号) 住所

施工管理技術者.....(夜間連絡先)
(資格、番号) 住所

測量担当者

工程管理担当者

出来形管理担当者

品質管理担当者

写真管理担当者

機械管理担当者 (夜間連絡先)

統括安全衛生責任者 夜間

元方安全衛生管理者 夜間

店社安全衛生管理者 夜間

注：統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び店社安全衛生管理者を選任する場合は、8.安全管理を参照して記入すること。

4 指定機械（主要船舶・機械）

記入は任意とする。

機械名	規格	台数	作業内容	月		月		月		月		月		月	
				10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
<p>工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。また、任意にて工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）以外の主要なものを記載する。</p> <p>規格欄は機械の能力を例のように記載する。</p> <p>(例)</p>															
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200 mm	1	基礎杭打設												
クローラクレーン	機械ロープ式 45 t 吊	1	仮設矢板打設												
油圧式パイプロハンマー	220PS	1	〃												

5 - 1 主要資材購入計画

資 材 名	納入業者	製 造 者	数量	規格・形状・寸法	内 訳

5 - 2 主要資材搬入計画

資材名	規格・形状・寸法	数量	月		月		月		月		月		月	
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

2-10

6 - 1 施工方法

(注) 工事内容、仕様書、工期、施工時期、現場条件、交通状況等の諸条件、関係諸法令、諸官庁との協議事項等を熟知し、さらに工事の安全、第三者への災害防止等についても充分配慮しながら現地に最も適した施工方法を選び主たる工種について施工順序、方法、施工機械、仮設備及び防護柵等の設置方法などを定めて記載する。

(例)

路盤工

在来路盤をグレーダにて整形を行い、路盤材の一層の仕上厚 cm 以下となるようグレーダにより均等に敷均し、締固めにはマカダムローラ(10 ~ 12 t)とタイヤローラ(8 ~ 20 t)にて行い、計画断面に仕上げる。
..... 以下略

(注) 工事に関連して他との工事の関係調整、地下埋設物件の対策、用排水の調査、地元への周知方法、苦情に対する対応処置方法などが当然生じてくるが、これらについても記述する。なお、各工種説明の中で付け加えて記述してもよい。

6 - 2 仮設備計画(仮設工含む)

土留、防護工、締切工、索道、仮道路、仮橋等の構造配置等について記述する。(必要に応じて安定計算書、図面を添付する。)
設計図書等で特に指定されている設備がある場合にはもれなく記述する。

7 - 1 施工管理計画（出来形管理）

工 種	項 目	規格値	測定基準	出来形図	出来形計算書	出来形成果表
工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づいてその管理方法について記述する。 (例)						
コンクリート 基礎工	基準高 幅 W 高さ h 延長 L	± 30 - 30 - 30 - 100	測点毎に測定する。	形状別の延長を実測する。 平面図(設計書に添付された平面図を利用してよい。以下同じ)に施工箇所と施工延長を形状別に記入する。 実測単位はmmとする。	必要に応じて作成する。(施工箇所が数箇所にわたっている場合は形状別延長の総括計算書を作る。)	測点毎に基準高、幅、高さを実測する。 出来形成果表を作る。

7 - 2 施工管理計画（品質管理）

工種	種別	細別	数量	試験 測定項目	試験頻度	回数	管理方法					概要
							試験 データ	ヒスト グラム	工程 能力図	管理 図表	成果 一覧表	
工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値に示す試験区分必須及び設計図書等で指示されたもの）及び同運用方針に基づいてその管理方法について記述する。 （例）												
土工	盛土	購入土	500 m ³	土の締固め試験	当初及び 土質変化時	1						
		〃	〃	C B R 試験	〃	1						
		流用土	300 m ³	購入土と同じ	〃	1						
擁壁工	1号擁壁工	18-8-40	370 m ³	スランプ	1日につき2回 370÷50 8回	16						50 m ³ /日
		〃	〃	空気量	〃	16						
		〃	〃	圧縮試験	1日につき1回 370÷50 8回	8						配合 報告
ダム工	本体工	18-8-40	1,200 m ³	スランプ	1日につき2回 1200÷50 24回	48						50 m ³ /日
		〃	〃	空気量	〃	48						
		〃	〃	圧縮試験	1日につき1回 1200÷50 24回	24						配合 報告

7 - 3 施工管理計画（写真管理）

工 種	種 別	撮影時期	寸法等確認事項	撮影頻度	摘 要
工事施工管理基準（写真管理基準）及び同運用方針に基づいてその管理方法について記述する。					
（例）					
着手前		着手前	全景および代表部分写真	着手前 1回	
完 成		完 成	同 上	完成後 1回	撮影場所は着手前 と同位置
（省略）					
土 工	抜開、除根 段 切 表土はぎ 盛 土 "	施工前・施工後 巻出し時 締固め時	施工状況 " 幅、深さ " 厚さ 巻出し厚 締固め状況（仕上げ厚 30 cm以下）	2,000 m ² に 1回 100 m ² に 1回 " 200mに 1回 転圧機械変わる毎 1回	
（省略）					

8 安全管理

1. 安全管理に関する基本方針

請負業者又は作業所での労働安全衛生及び労働災害防止に対する基本方針を記入する。

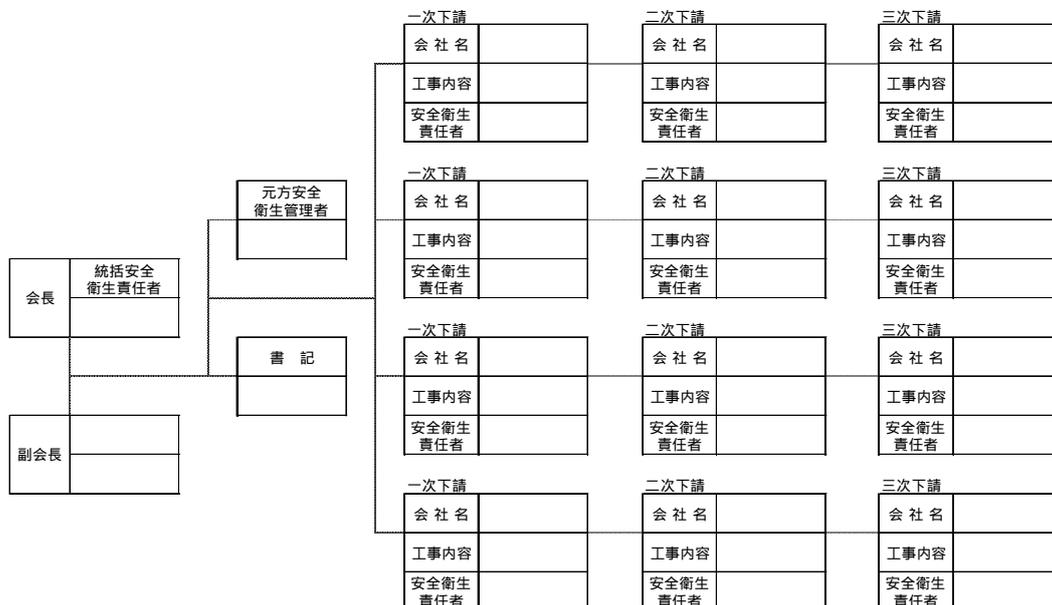
例：人命尊重の基本理念の基に労働災害関係法令を厳守し、自主的に安全衛生管理に努力する。このために管理組織を確立し責任体制を明確にして積極的な活動を展開し、協力企業の指導援助に努め、安全と健康の確保をはかり、快適な職場環境の形成に努力する。

2. 安全衛生管理体制

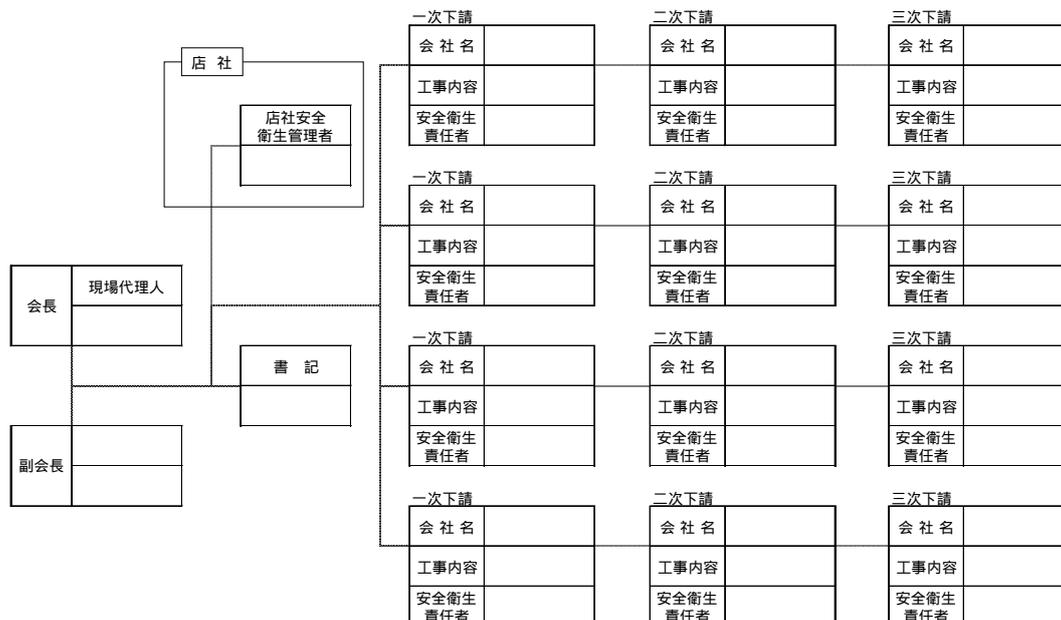
(1) 安全衛生管理組織及び安全衛生協議会組織図

統括安全衛生責任者等の選任については巻末の「7 参考資料」を参照のこと。

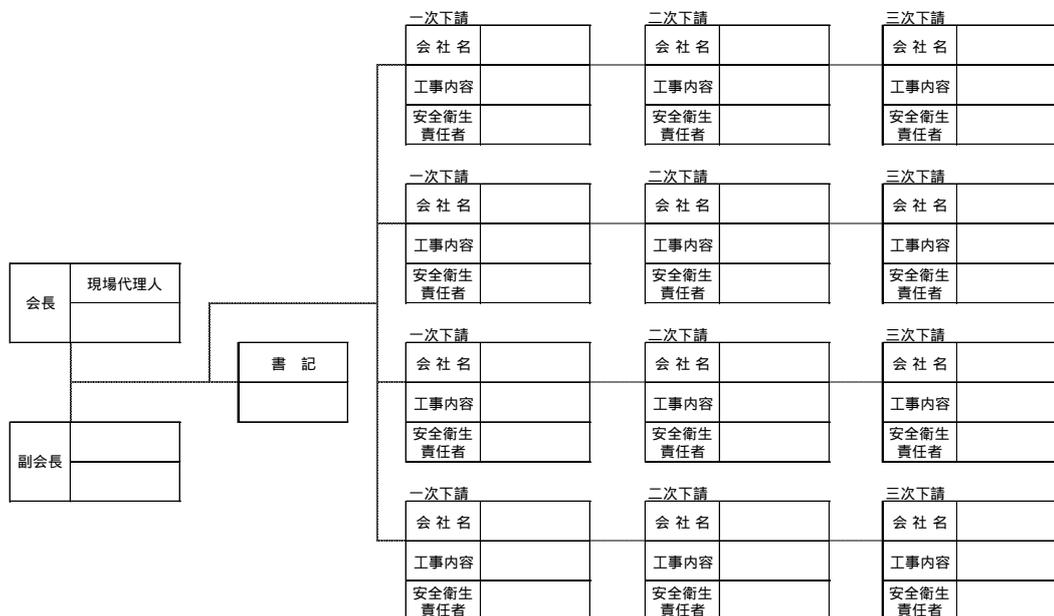
例1 統括安全衛生責任者を選任する場合



例2 店社安全衛生管理者を選任する場合



例3 小規模な現場の場合



(2) 有資格者の配置
作業主任者

本工事において必要な有資格者について記入する。

当該する作業	氏名	会社名	免許番号 修了書番号	備考
足場の組立て				
型枠支保工の組立等				
地山の掘削				
土止め支保工				
コンクリート破砕器				
有機溶剤				
酸素欠乏危険				
高圧室内				
ずい道等の掘削等				
ずい道等の覆工				
特定化学物質等				
コンクリート造の工作物の解体等				
はい作業				
鉄骨の組立て等				
木材加工用機械				
第一種圧力容器				

本工事で行う作業の資格を抽出して記入すること。

就業制限にかかわる業務

業務の範囲	氏名	会社名	講習終了証 免許証	備考
火薬類取扱保安責任者				
発破技師				
フォークリフト(1t以上)				
ショベルダンプの運転(1t以上)				
不整地運搬車の運転(1t以上)				
高所作業車(作業床10メートル以上)				
車両系建設機械運転(3t以上)				
車両系建設機械解体(3t以上)				
基礎工事用機械運転				
移動式クレーン運転(1t以上)				
デリック(5t以上)				
クレーン運転(5t以上)				
揚荷装置運転(5t以上)				
玉掛け(吊り上げ荷重1t以上)				
潜水士				

高圧室内作業主任者				
ガス溶接				

本工事で行う作業の資格を抽出して記入すること。(リース契約を含む)
 特別教育を必要とする業務

業 務 の 内 容	氏 名	会社名	講習終了証 免許証	備 考
研削といしの取り替え・試運転				
アーク溶接等				
低圧電気取扱				
締め固め用機械の運転				
基礎工事中用機械の作業装置の操作				
巻上げ用機械の運転				
軌道装置動力車の運転				
移動式クレーンの運転(1t 未満)				
クレーンの運転(5t 以上跨線機及び 5t 未満)				
建設用リフトの運転				
高圧室内バルブ・コックの操作				
潜水作業への送気の調節				
酸素欠乏危険作業				
特定ふんじん作業				
ずい道等の掘削等の作業				
チェーンソーを用いて行う伐木等				
基礎工事中用機械の運転				
デリックの運転(5t 未満)				
ゴンドラ				
空気圧縮機				
気閘室の送気・排気				
高圧室操作				
高圧室内作業				
高所作業車の運転(作業床の高さ 10m 未満)				
ポーリングマシンの運転				
タイヤ空気充てん作業(2輪自動車を除く)				
コンクリートポンプ車の運転				
不整地運搬車(1t 未満)				
フォークリフトの運転(1t 未満)				
ショベルローダーの運転(1t 未満)				

本工事で行う作業の資格を抽出して記入すること。(リース契約を含む)

3. 安全管理計画

(1) 安全対策

- 墜落・転落災害の防止
- 建設機械・クレーン等による災害の防止
- 不整地運搬車による災害の防止
- 高所作業車による災害の防止
- クレーン等による災害の防止
- 飛来・落下災害の防止
- 倒壊災害の防止
- 崩壊災害の防止
- 挟まれ、巻き込まれ災害の防止
- 埋設物等による危険の防止
- 感電災害の防止
- 軌道装置による危険の防止
- 坑内火災の防止
- 火薬類による危険の防止
- 取扱い運搬災害の防止
- 火災・爆発災害の防止
- 海上事故の防止
- 積雪、なだれ災害の防止
- 交通災害の防止
- 公衆災害の防止

安全対策の各項について該当するものについて詳細を記入する。

(2) 衛生対策

- 粉じん障害の防止
- 有機溶剤中毒の防止
- 特定化学物質等障害の防止
- 酸素欠乏症及び硫化水素中毒の防止
- 高気圧障害の防止
- 一酸化炭素・有毒ガスによる中毒の防止
- 騒音障害の防止
- 振動障害の防止

衛生対策の各項について該当するものについて詳細を記入する。

4. 安全衛生活動（安全施工サイクル）

(1) 毎日

- ・ 安全朝礼
- ・ 作業開始前 K Y ミーティング
- ・ 安全点検
- ・ 統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者の巡視

安全衛生活動の各項について該当するものについて詳細を記入する。

- ・ 作業中の指導監督
 - ・ 安全工程打合せ
 - ・ 持場片付け
 - ・ 終業時の確認
- (2) 毎週
- ・ 週間打合せ(安全衛生協議会)
 - ・ 週間点検
 - ・ 週間一斉片付け
- (3) 毎月の活動
- ・ 安全衛生協議会の開催
 - ・ 定期点検・自主検査
 - ・ 安全(衛生)大会
 - ・ 職長会
- (4) 随時行う行動
- ・ 入場予定業者との事前打合せ
 - ・ 新規入場者の受入れ教育
 - ・ 持込機械の承認

5. 安全教育

本工事の施工に際して、現場に必要な安全・訓練等を作業員全員参加によって、月当り半日以上で次の項目から選択して行い報告する。

安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

当該工事内容等の周知徹底

工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

当該工事における災害対策訓練

当該工事現場で予想される事故対策

その他、安全・訓練等として必要な事項

6. 提示書類

安全・訓練等の実施記録

(5. 安全教育 ~ の該当項目について)

9 緊急時の体制及び対応

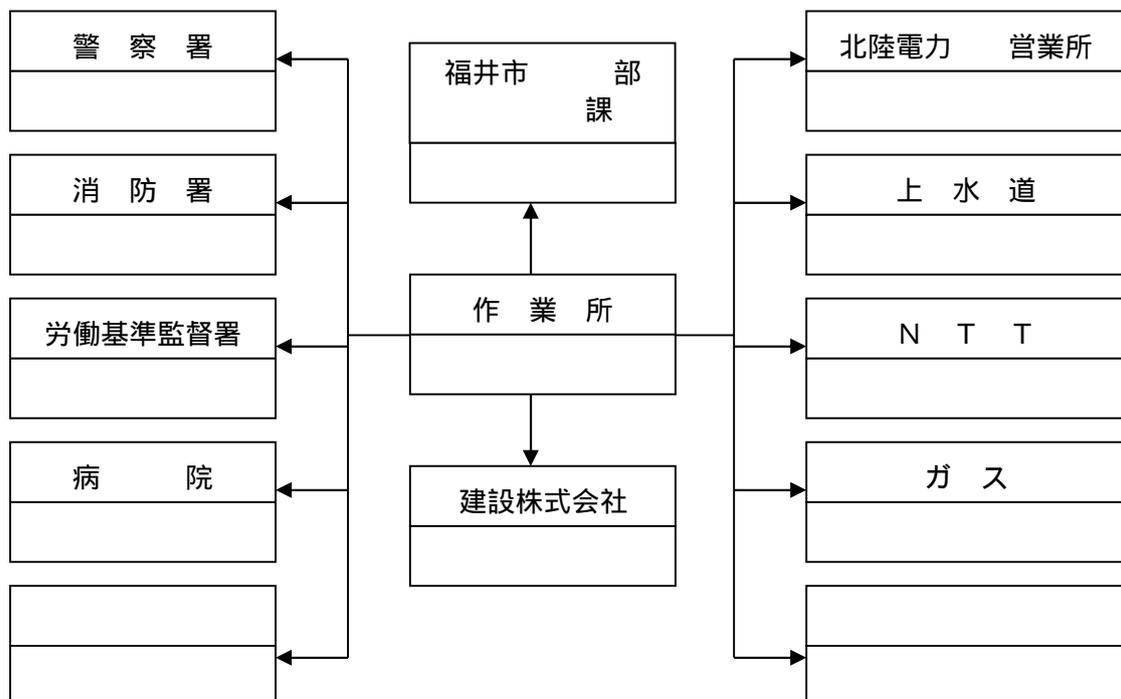
大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制、災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生又はその恐れがあったときの対策について記述する。また、緊急時の連絡方法についても記述する。特に夜間又は休日の連絡方法、運転員の呼出し等も記述する。

(例)

大雨、出水、強風、地震等の異常気象時において災害発生の恐れがある場合、下記の組織構成で体制に入り必要に応じて現場内をパトロールして警戒します。



また、作業現場内において災害発生又はその恐れがある場合、直ちに体制に入り、現場代理人以下現場構成表の各担当職務に応じて行動します。なお、災害及び事故発生時の連絡系統、夜間又は休日における連絡方法は下記のとおり行います。



10 交通管理

工事に伴う運搬路の選定、交通安全を図る手段、交通安全施設の種類及び配置等について記述する。

(例)

1. 資材の運搬は主として図の朱線の経路を通行しますが、地元住民とトラブルが生じないように行います。万が一トラブルが生じた場合は誠心誠意円満に解決するよう努力します。
2. 道路については図の場所に標識、保安施設等を設置します。
(標識、保安施設の参考図を添付するとよい。)
3. 器材等運搬する工事関係車両が出入りする工事場所には交通誘導警備員を配して、一般交通の誘導や整理を行い安全を期します。
4. 土砂及び資材の運搬に当っては、土砂運搬事業者団体に加入又は協業化されている者を使用します。
5. …………… 以下省略

11 環境対策

工事現場内、工事隣接区域の生活環境の保全と円滑な工事施工を図ることを目的として騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、自然環境保全法等に従い影響を及ぼす恐れがある場合、これに対する対策等について記述する。

12 現場作業環境の整備

快適な現場作業環境の整備を図るため、その方策について記述する。

13 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用促進についてその措置等を記述する。

なお、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)における再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書は、国土交通省が定める「建設リサイクル報告様式」(Excel形式)又は、「建設副産物情報交換シ

システム」(COBRIS)にて出力された様式とする。

14 その他

その他必要な事項を記述する。

- 1) 官公庁への手続き
- 2) 地元への周知
- 3) 休日
- 4) その他

3 材料の見本又は品質を証明する資料の提出

設計図書において指定された工事材料について、工事材料を使用するまでに見本又は品質を証明する資料を監督職員に提出し確認を受け、使用後は当該材料の品質証明についての資料を整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示する必要があり、また、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出する必要がある。これら場合の取扱いは仕様書、施工管理基準による他、次の通りとする。

材料名	規格	提出書類等 (承諾用)	完成図書用 提示書類
購入土、流用土		B	工事に使用した材料を含む母集団からサンプリングして得たデータと証明書を提示する。
石材		A B C	
骨材(砕石、砂利等)		A B	
木材	日本農林規格他	A B	
鉄、鋼材		A B	
セメント		A B	
混和材料		A B	
コンクリート二次製品 (下記製品除く)		A B	
積ブロック(控 35 cm)	県土木部統一型に限る	A	
瀝青材料		A B	
人工芝		A B	
肥料		A B	
目地材		A B	
塗料		A B C	
道路標識、区画線		A B	
接着材		A B	

規格欄は J I S、 J I S 準用、仕様書、工事施工管理基準、学会規格、協会規格、社内規格。

提出書類(承諾用)欄は A カタログ、B 試験又は品質証明、C 見本

提出物は、規格及び提出書類(承諾用)欄各記載の記号等の何れか 1 つに該当すればよい

(規格欄の優先順は とする。)

摘要 1 . カタログで承諾を得る場合は、使用する材料を赤枠等で明記すること。

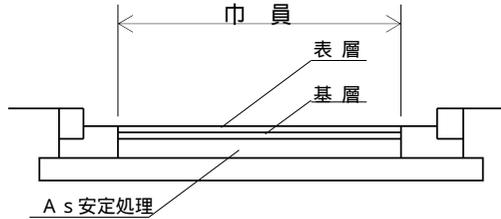
2 . J I S 製品及び県内産品を最優先に使用すること。

3 . J I S 規格がない場合は、J I S に準じ、又は社内規格を使用すること。

4 . J I S 規格品であれば J I S 表示状態を示す写真等確認資料の提示及び確認により見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。但し、仕様書又は施工管理基準で指定されている材料については除く。

工事
舗装工 出来形成果表

種目 _____
記事 _____



受注者 _____
現場代理人 _____
測定者 _____

測定単位：mm

測点	基準高H (-)			表層厚 (-7)			基層厚 (-9)			As安定厚			全層 (-)			巾員 (-25)		
	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差
No.1(左)	51,161	51,164	+3	50	52	+2	50	51	+1	100	102	+2	200	205	+5	7,000	7,020	+20
(中央)	51,091	51,096	+5	50	50	±0	50	53	+3	100	101	+1	200	204	+4			
(右)	51,021	51,024	+3	50	49	-1	50	50	±0	100	104	+4	200	203	+3			
No.3(左)	52,161	52,160	-1	50	49	-1	50	55	+5	100	95	-5	200	199	-1	7,000	7,031	+31

4-2

工事
粒度調整路盤工 出来形成果表

種目 _____
記事 _____



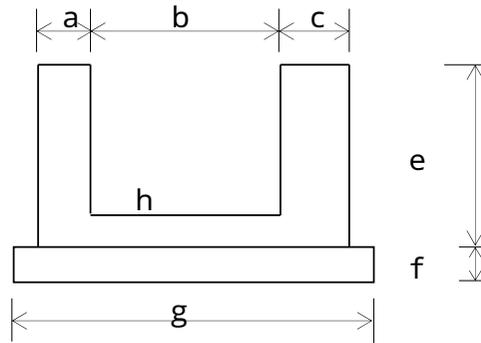
受注者 _____
現場代理人 _____
測定者 _____

測定単位：mm

測点	基準高H (±40)左			基準高H (±40)中央			基準高H (±40)右			厚 (-25)左			厚 (-25)中央			厚 (-25)右			巾員 (-50)		
	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差
No.1	50,977	50,969	-8	50,896	50,892	-4	50,805	50,820	+15	200	220	+20	200	200	±0	200	210	+10	8,600	8,850	+250
No.3	51,977	51,961	-16	51,891	51,890	-1	51,805	51,795	-10	200	210	+10	200	210	+10	200	220	+20	8,600	8,700	+100
No.5	52,977	52,967	-10	52,891	52,880	-11	52,805	52,798	-7	200	190	-10	200	200	±0	200	190	-10	8,600	8,750	+150

工事
側溝工 出来形成果表

種目 取付支道
記事 No.6~No.18右側



受注者
現場代理人
測定者

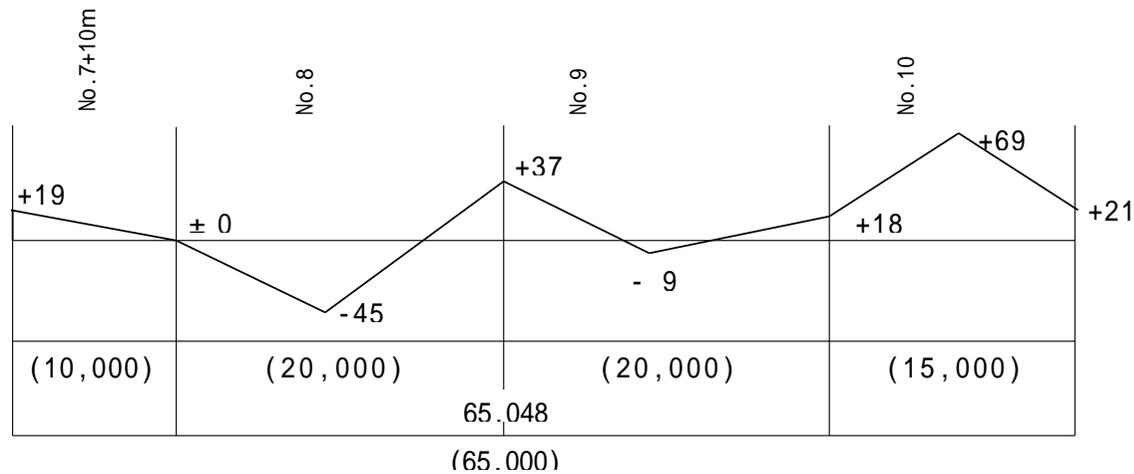
測定単位：mm

測点	基準高H (±30)			a (-20)			b (-30)			c (-20)			e (-30)			f (-30)			g (-50)		
	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差
No.7	23,000	23,001	+1	150	152	+2	500	506	+6	200	201	+1	600	602	+2	150	170	+20	1,050	1,100	+50
No.9	23,500	23,511	+11	150	158	+8	500	507	+7	200	204	+4	600	608	+8	150	165	+15	1,050	1,070	+20

4-3

鋼矢板出来形偏心図

注：鋼矢板の偏心は法線に対する鋼矢板のジョイントの中心との差で表示する。
測定位置は大きな変化のみとらえればよい。(規格値100mm)



縮尺 { 縦 1/4
横 1/400 }

工事

アスファルト舗装厚(コア)出来形成果表

受 注 者

現 場 代 理 人

測 定 者

(-15)

(-9)

(-7)

測定単位：mm

試料番号	上層路盤 (A s)			基 層 (A s)			表 層 (A s)			全 層 (A s)		
	設 計	実 測	誤 差	設 計	実 測	誤 差	設 計	実 測	誤 差	設 計	実 測	誤 差
No.1	100	95	- 5	50	50	±0	50	49	- 1	200	194	- 6
No.2	100	100	±0	50	50	±0	50	48	- 2	200	198	- 2
No.3	100	103	+ 3	50	49	- 1	50	46	- 4	200	198	- 2
No.4	100	105	+ 5	50	47	- 3	50	49	- 1	200	201	+ 1
No.5	100	100	±0	50	50	±0	50	50	±0	200	200	±0
No.6	100	104	+ 4	50	52	+ 2	50	50	±0	200	206	+ 6

注：コアの厚さは、4点の平均値（mm以下四捨五入）を表に記入する。
概略平面図に試料採取位置を図示するのがよい。

塗膜厚測定表

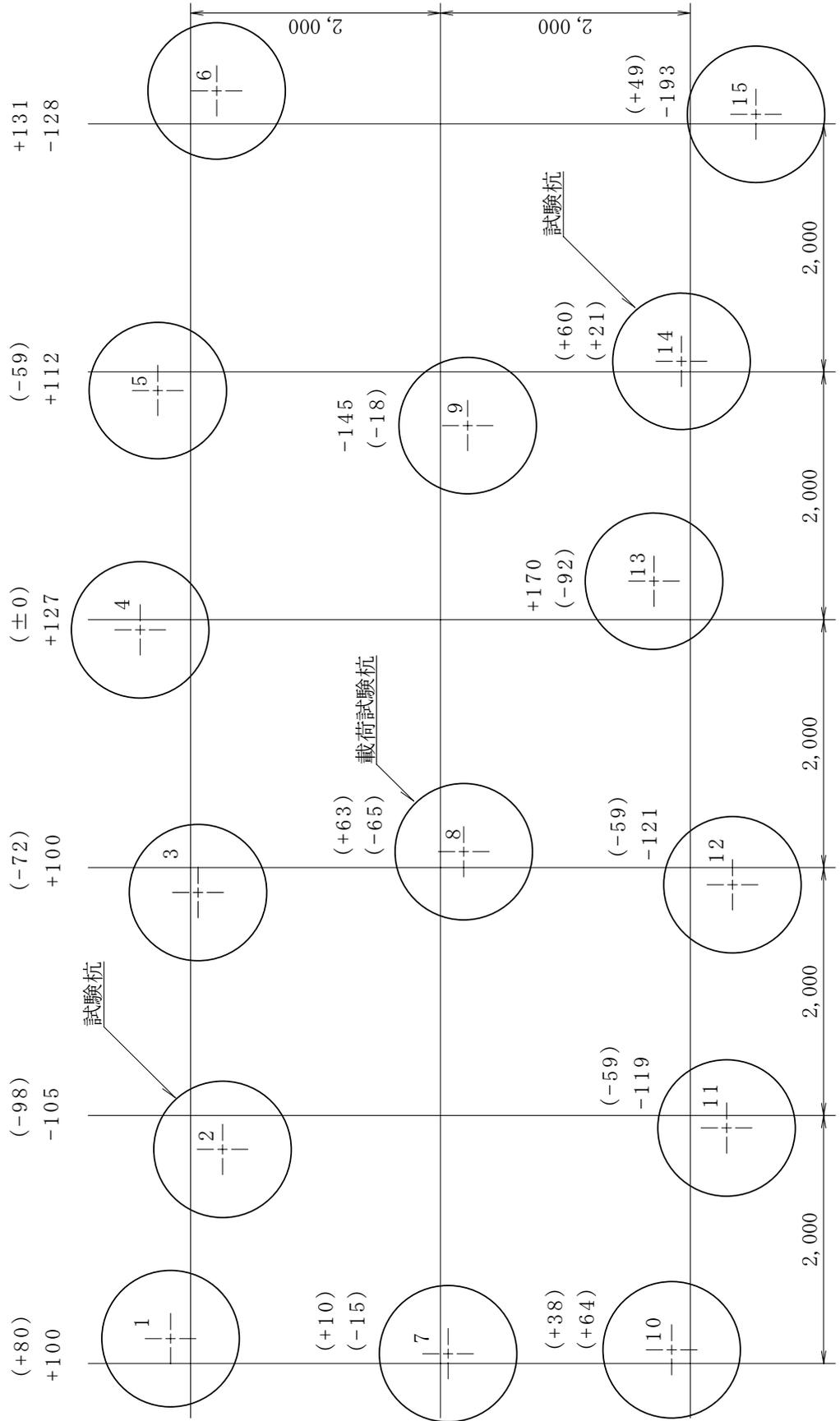
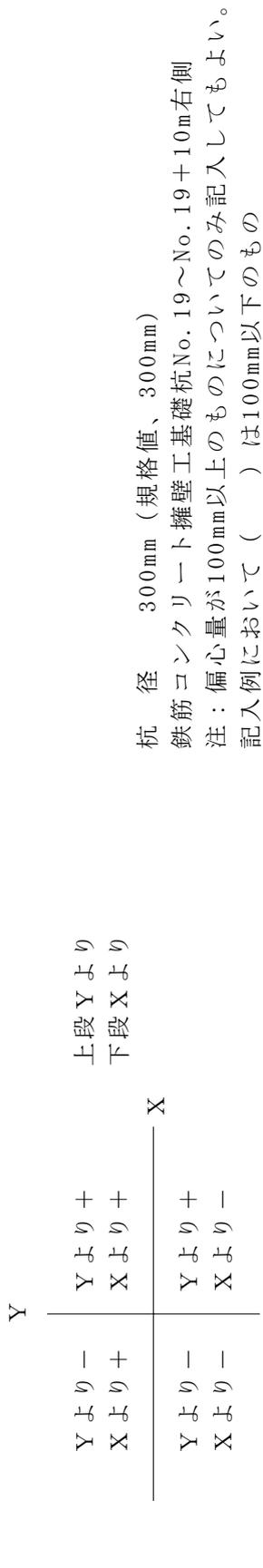
規格値の計算

- 標準偏差 : $85 \times 0.2 = 17 \mu\text{m}$
- ロットの塗膜厚の平均値 : $85 \times 0.9 = 77 \mu\text{m}$
- 測定値の最小値 : $85 \times 0.7 = 60 \mu\text{m}$

測定時点		下塗塗装後					目標塗膜厚合計		15+35+35 = 85 μm		測定値(Xi)の最小値	標準偏差	参考
測定年月日		年 月 日					測定者		$\bar{X} - X_i$	$(\bar{X} - X_i)^2$			
ロット番号	測定位置	測定値 (μm)					計	平均 \bar{X}_i			ロットの塗膜厚平均値 \bar{X}	測定値(Xi)の最小値	標準偏差
		1	2	3	4	5							
第一ロット	1	115	95	105	95	105	515	103	-7	49	$\bar{X} = \frac{1}{60} \times 5,735 = 96 \mu\text{m}$ 89 > 60 OK	6.4 < 17 OK	標準偏差 $S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2}$ $= \sqrt{\frac{1}{11} \times 451}$ $= 6.4 \mu\text{m}$
	2	90	95	95	90	85	455	91	5	25			
	3	85	95	85	90	90	445	89	7	49			
	4	85	85	90	95	110	465	93	3	9			
	5	110	90	90	95	100	485	97	-1	1			
	6	95	105	80	115	100	495	99	-3	9			
	7	95	100	85	90	95	465	93	3	9			
	8	95	85	95	90	120	485	97	-1	1			
	9	90	90	105	85	90	460	92	4	16			
	10	95	90	95	85	80	445	89	7	49			
	11	85	95	90	95	100	465	93	3	9			
	12	120	125	95	100	115	555	111	-15	225			
計						5,735	1,147		451				
第二ロット	1	95	95	95	95	120	500	100	-4	16	$\bar{X} = \frac{1}{60} \times 5,620 = 94 \mu\text{m}$ 88 > 60 OK	4.8 < 17 OK	
	2	85	90	85	110	90	460	92	4	16			
	3	95	80	90	90	100	455	91	5	25			
	4	90	85	95	90	90	450	90	6	36			
	5	120	90	85	100	95	490	98	-2	4			
	6	90	90	95	85	80	440	88	8	64			
	7	100	110	85	100	105	500	100	-4	16			
	8	85	95	90	90	95	455	91	5	25			
	9	90	95	110	85	90	470	94	2	4			
	10	85	90	95	110	95	475	95	1	1			
	11	95	90	90	85	85	445	89	7	49			
	12	90	105	85	85	115	480	96	0	0			
計						5,620	1,124		256				

成果表を作成する場合は記入しなくてもよい。

コンクリート杭打偏心出来形図



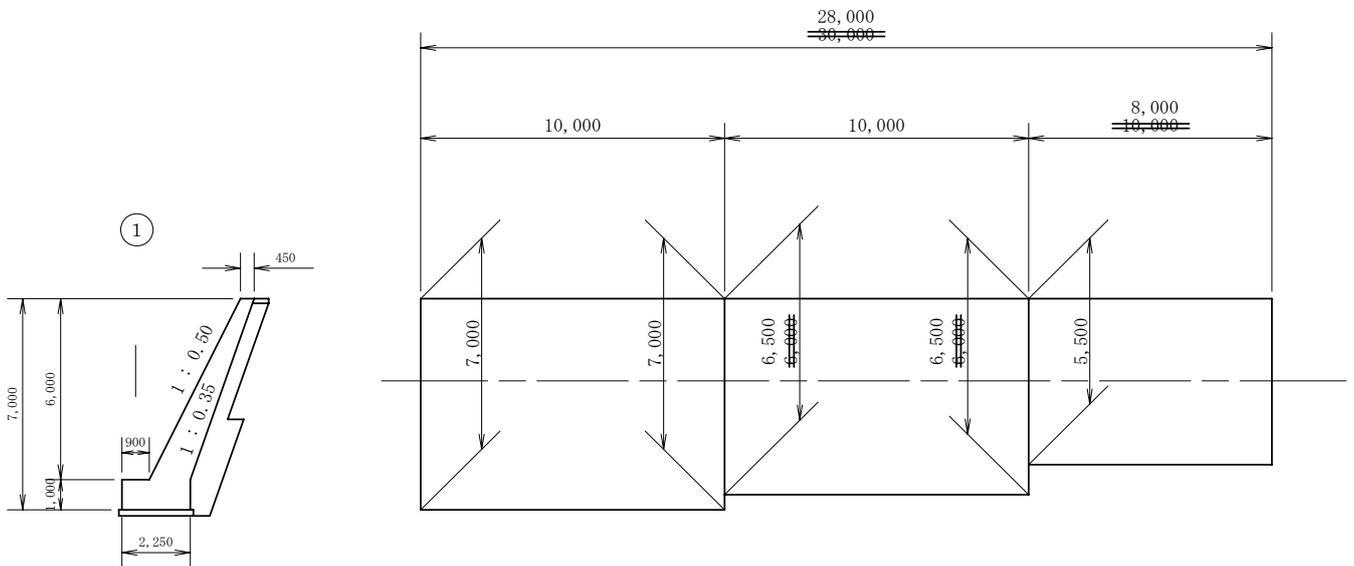
出来形図

出来形図は、設計図面（変更があった場合は変更図面）に実測値を設計値の上に（ ）書きにて赤で記入する。

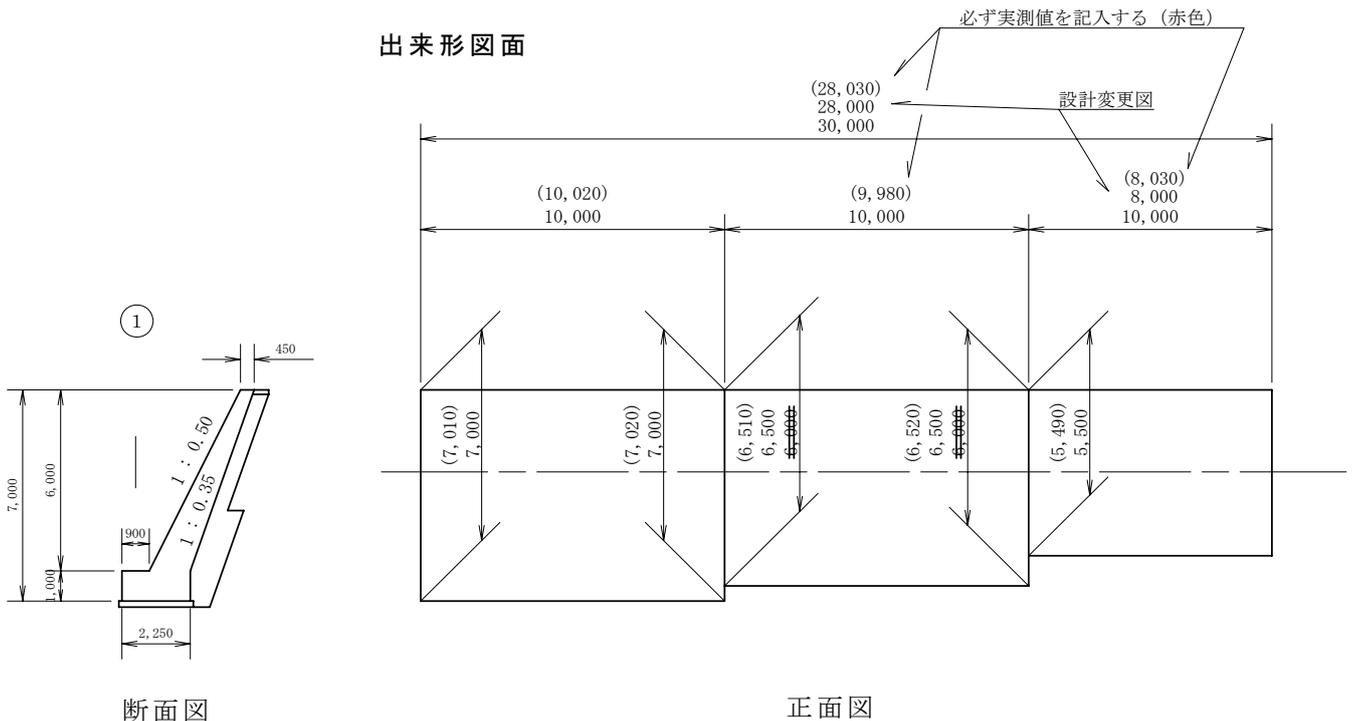
変更図面は、出来形寸法について監督職員の調定を受け、この調定寸法（設計寸法）によりまとめたものである（元設計値を二本線で消した上段に記入する。）。

変更図面は、更改契約の設計図面として使用される。

変更図面



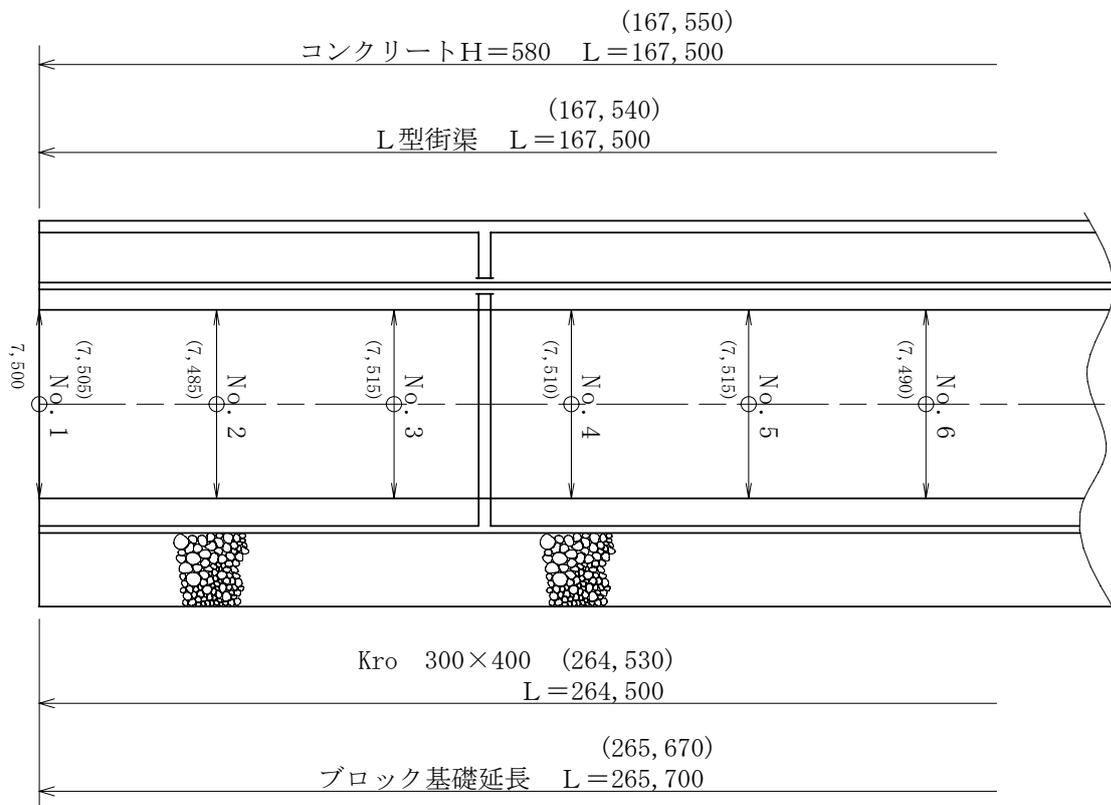
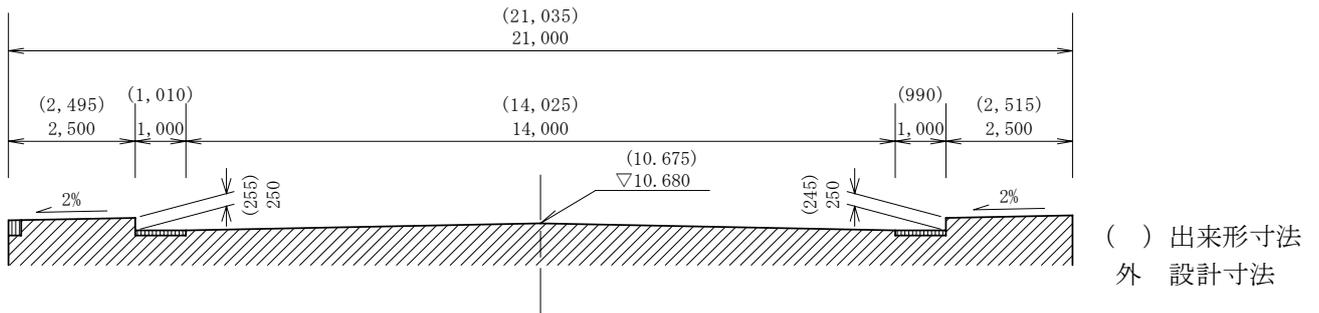
出来形図面



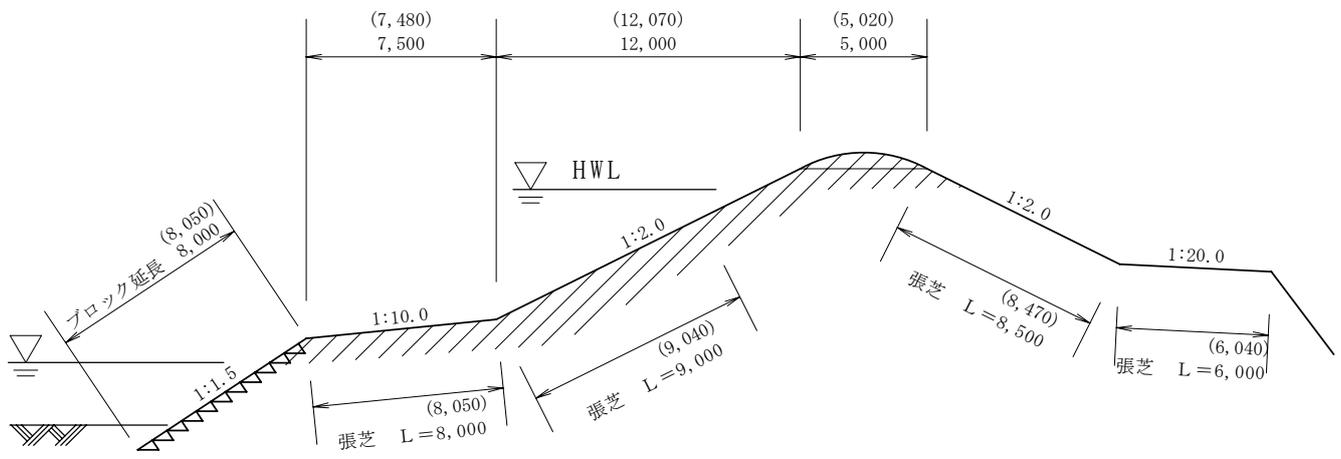
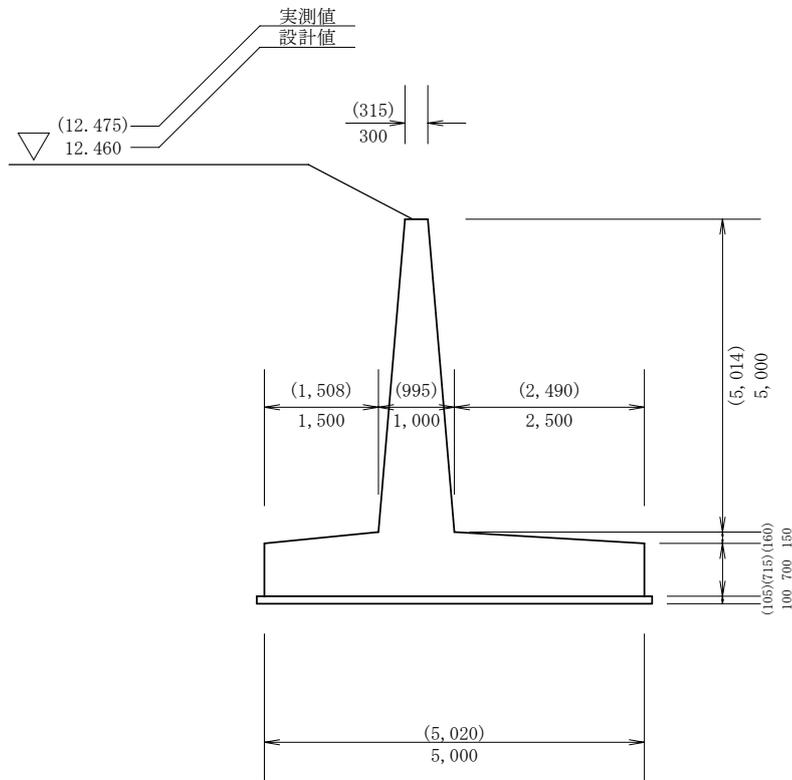
断面図

正面図

出来形図



出来形図



5 品質管理関係図書様式

品質管理関係図書様式等については次例を参考にし、また学会等の様式を準用して作成する。

測定値成果一覧表

名 称		工 事 名		測定	自	年 月 日				
品質特性		課 名		期間	至	年 月 日				
測定単位		日標準量		受注者						
規格 限界	上限	試 料	大きさ	現場代理人						
	下限		間 隔	測定者						
設計基準値		作業機械名		製作者						
測 定 月 日	試験 番号	測 定 値					計	平均値	範 囲	K : N : X : $X_i / K =$ Xmax : Xmin : R : $X_{max} - X_{min} =$ R : $R / K =$
		X1	X2	X3	X4	X5	X_i	X	R	

— - R 管理図

設計基準値		工事名	工事	課名	
名称		日標準作業量		測定期間	自 年 月 日
品質特性		規格限界	最大		至 年 月 日
測定単位			最小	受注者	
測定方法		試料	大きさ	現場代理人	
作業機械名			間隔	測定者名	
測点又は月日					
組の番号					
記事					

(注) 1 . 管理図は、— - R 管理図データシートから記入する。

2 . 記事欄には、異常原因、その他必要事項をで記入する。

- R s - R m 管理図

設計基準値		工事名	工事	課名																																									
名称		日標準作業量		測定期間	自 年 月 日																																								
品質特性		規格限界	最大	至	年 月 日																																								
測定単位			最小	受注者																																									
測定方法		試料	大きさ	現場代理人																																									
作業機械名			間隔	測定者名																																									
測点又は月日																																													
R s																																													
R m																																													
組の番号																																													
記事																																													

(注) 1 . 管理図は、 - R s - R m管理図データシートから記入する。

2 . 記事欄には、異常原因、その他必要事項をで記入する。

第 号
年 月 日

(受注者)

様

(発注者)

印

監督職員の定めについて(通知)

年 月 日契約締結した 工事の監督職員を下記のとおり選定したので、福井市工事請負契約約款第9条の規定により通知します。

記

1 監督職員

	職 名	氏 名
主任監督職員		
監督職員		

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者 氏名 印

現場代理人及び主任技術者等選定通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事の現場代理人及び技術者を定めましたので、別紙経歴書を添えて福井市工事請負契約約款第 10 条の規定により通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日
- 5 現場代理人 氏名
- 6 主任技術者 氏名
監理技術者 氏名
- 7 監理技術者補佐 氏名
- 8 専門技術者 氏名

注 1 該当する技術者以外については、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

注 2 建設業法第 26 条第 2 項に該当する場合は、主任技術者でなく監理技術者とする。

注 3 専門技術者は、建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。

() 経歴書				
住 所				
氏 名				
生 年 月 日	年	月	日	
入 社 日	年	月	日	
資格・免許等				
(最終学歴)	学校 学部卒業 実務経験年数 年			
工 事 経 歴	年 月	年 月	工事名	
		~ 年 月	任 務	
	年 月	年 月	工事名	
		~ 年 月	任 務	
	年 月	年 月	工事名	
		~ 年 月	任 務	
	年 月	年 月	工事名	
		~ 年 月	任 務	
年 月	年 月	工事名		
	~ 年 月	任 務		
年 月 日				
住所				
受注者				
氏 名				
印				

注1 表題の()には、現場代理人等該当するものの名称を記載する。

注2 資格免許等は、法令による資格の名称、等級、種別、登録(合格)番号を記載し、写しを添付すること。

注3 資格要件にて実務申請時は最終学歴・専攻科目まで記載すること。

注4 工事経歴は、最近のものから順に記載し、工事名及びその工事時の現場代理人等の任務を記載する。

(発注者) 様

受注者 住所
氏名 印

現場代理人及び主任技術者等変更通知書

下記工事の
現場代理人
主任技術者
監理技術者
監理技術者補佐
専門技術者
を変更しましたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日
- 5 新任者 氏名
- 6 前任者 氏名
- 7 変更理由

注1 該当する技術者以外については、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

注2 様式契 - 7による経歴書を添付すること。

(受注者) 様

(発注者又は監督職員) 印

工事関係者に関する措置について（請求）

下記の
 現場代理人
 主任技術者（監理技術者）
 専門技術者
 下請負人
 労働者等
 については、
 職務の執行
 工事の施工
 又は管理
 について

著しく不相当と認められるので、措置をとるよう請求します。

なお、この請求の日から10日以内に結果を通知されたい。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地 係
- 3 請 負 代 金 額 金 円
- 4 工 期
 着 工 年 月 日
 完 成 年 月 日
- 5 氏 名
- 6 請 求 する 措 置 の 内 容
- 7 措 置 請 求 の 理 由

注1 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。
 注2 監督職員の現場代理人以外の者に対する措置請求の場合は、監督職員の私印を押印すること。

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名

印

工事関係者に関する措置について (通知)

年 月 日付けで措置請求のあった下記工事の
に関して、措置をとりましたので通知します。

現場代理人
主任技術者
監理技術者
専門技術者
下請負人
労働者等

記

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 氏名
- 6 措置の内容

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者
氏名

印

監督職員に関する措置について（請求）

下記の監督職員については、職務の執行につき著しく不相当と認められるので、措置をとるよう請求します。

なお、この請求の日から10日以内に結果を通知されたい。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 監督職員氏名
- 6 請求する措置の内容
- 7 措置請求の理由

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

監督職員に関する措置について（通知）

年 月 日付けで措置請求のあった下記の監督職員に関して、措置をとったので通知します。

記

- | | | | | | |
|---|---------|-----|---|---|----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | | 円 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 監督職員氏名 | | | | |
| 6 | 措置の内容 | | | | |

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名 印

福井市工事請負契約約款第 15 条第 2 項後段の規定による
通知について

年 月 日に検査に立ち会った [支給材料
貸与品] については、
[設計図書の定めと異なる
使用に相当でないと認めた] ので通知します。

記

工事名				工期	着工	年	月	日
工事場所					完成	年	月	日
品名	数量	品質、規格 又は性能	設計図書の定めと異なる事項又は 使用に相当でないと認められた事由					

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者
氏名 印

〔支給材料貸与品〕の〔受領借用〕について

年 月 日に引渡しを受けた〔支給材料貸与品〕を下記のとおり

〔受領借用〕しました。

記

工事名				工期	着工	年	月	日
					完成	年	月	日
工事場所								
品名	数量	品質、規格 又は性能	備考					

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者 氏名 印

**〔支給材料
貸与品〕の契約不適合等の発見について**

年 月 日に引渡しを受けた〔支給材料
貸与品〕について、下記のとおり
検査によって発見することが困難であった契約不適合等があり、使用に適当でない
と認めたとの通知します。

記

工事名				工期	着工	年	月	日
工事場所					完成	年	月	日
品名	数量	品質、規格 又は性能	契約不適合等の内容					

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

(受注者) 様

(発注者) 印

**〔支給材料
貸与品〕の使用請求について**

福井市工事請負契約約款 **〔第 15 条第 2 項後段
第 15 条第 4 項〕**の規定により、

**〔設計図書の定めと異なる
使用に相当でないと認めた〕**旨の通知があった **〔支給材料
貸与品〕** については、下記の理由

により使用するよう請求します。

記

工事名				工期	着工	年	月	日
工事場所					完成	年	月	日
品名	数量	品質、規格 又は性能	使用請求の理由					

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者 氏名 印

**〔支給材料
貸与品〕 返 納 書**

福井市工事請負契約約款第 15 条第 9 項の規定により、〔支給材料
貸与品〕を下記のとおり
返納します。

工事名					工期	着工		
						年	月	日
工事場所						完成		
品名		規格	単位	数量		返納場所		摘要

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者
氏名

印

支 給 材 料 清 算 書

下記のとおり支給材料を清算します。

工事名				工期	着工	年	月	日
工事場所					完成	年	月	日
品 名	規 格	単 位	数 量			摘 要		
			支給数量	使用数量	残数量			
上記清算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。								
職氏名						年	月	日

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

設計図書との不一致等に関する調査結果について

年 月 日付けで通知のあった設計図書との不一致等について調査を実施し、その結果を下記のとおり取りまとめたので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
- 完 成 年 月 日

設計図書との不一致等の内容	左に対する調査の結果 (とるべき措置を含む)

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

設計図書の変更について

下記のとおり設計図書の変更が必要となったので通知します。
なお、工期又は請負代金額の変更等については、別途協議します。

記

- | | | | | | |
|---|---------|-----|---|----|---|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | 地係 | |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | 円 | |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 |

設 計 図 書 の 変 更 事 項

注 設計図書の変更事項は、できる限り詳細に記載すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

工 事 一 時 中 止 通 知 書

下記工事の施工は、 年 月 日から別途通知するまで中止することにしたので、福井市工事請負契約約款第 20 条第 1 項の規定により通知します。

記

- | | | | | | |
|---|---------|-----|---|---|----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | | 円 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 中 止 内 容 | | | | |

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名 印

工期の延長について

下記工事について工期延長をしたいので福井市工事請負契約約款第 21 条の規定により請求します。

記

- | | | | | | |
|---|-------|--------|---|---|----|
| 1 | 工事名 | | | | |
| 2 | 工事場所 | 福井市 | | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | | 円 |
| 4 | 工期 | 着工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 理由 | 別紙のとおり | | | |

注 別紙理由は、具体的に記入するとともに参考となる書類を添付すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

工期の短縮変更について（請求）

下記工事について工期の短縮変更をしたいので福井市工事請負契約約款第 22 条第 1 項の規定により請求します。

なお、このことに伴う請求代金額の変更等については、別途協議します。

記

- | | | | | | |
|---|---------|-----|---|---|----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | | 円 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 請 求 工 期 | | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 請 求 理 由 | | | | |

注 請求の理由については、できる限り詳細に記載すること。

(第 年 月 日 号)

(受注者又は発注者) 様

(発注者又は受注者) 印

〔工期
請負代金額
設計図書〕の変更について(協議)

年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、〔工期
請負代金額
設計図書〕
の変更をしたいので、福井市工事請負契約約款〔第23条第1項
第24条第1項
第25条第7項
第30条第1項〕の規定により協
議します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
- 完 成 年 月 日
- 5 変 更 内 容
- 6 変 更 理 由

注1 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。
注2 上記の6「変更内容」については、現行と変更後を対比して記載するとともに、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料を添付すること。

(第 号)
年 月 日

(発注者又は受注者) 様

(受注者又は発注者) 印

**工期
請負代金額
設計図書** の変更について(回答)

年 月 日付け(第 号)で協議のあったことについては、下記のとおり承諾します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日
- 5 変 更 内 容
- 6 変 更 理 由

注1 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

注2 上記の5及び6について、相手方からの協議どおりに承諾する場合は、
「年 月 日付け(第 号)で協議のあったとおり」と記載すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

**工期
請負代金額
設計図書** の変更について(通知)

年 月 日付け(第 号)で協議した(協議のあった)このことについては、期日までに協議が整わなかったため、発注者において下記のとおり

**工期
請負代金額
設計図書** を定めたから、福井市工事請負契約約款 **第 23 条第 1 項
第 24 条第 1 項
第 25 条第 7 項
第 30 条第 1 項** ただし書の

規定により通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
- 完 成 年 月 日
- 5 変 更 内 容
- 6 変 更 理 由

注1 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。
注2 上記の5「変更内容」については、現行と変更後を対比して記載するとともに、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料を添付すること。

(第 年 月 日 号)

(受注者又は発注者) 様

(発注者又は受注者) 印

福井市工事請負契約約款
第 23 条第 1 項
第 24 条第 1 項
第 25 条第 7 項
第 30 条第 1 項
の規定による協議開始
の日について(通知)

このことについて、協議開始の日を下記のとおり定めたので、通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日
- 5

5	{	工期	の変更が必要となった事由
		請負代金額	
		設計図書	

6 協議開始の日 年 月 日

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

(第 年 月 日 号)

(受注者又は発注者) 様

(発注者又は受注者) 印

発注者が負担する必要な費用の額について (協議)

年 月 日契約を締結した下記工事について、受注者が

<p>増加費用を必要とした 損害を受けた</p>	<p>ので福井市工事請負契約約款</p>	第 15 条第 7 項	<p>の規定に</p>
		第 17 条第 1 項	
		第 18 条第 5 項	
		第 19 条	
		第 20 条第 3 項	
		第 21 条第 2 項	
		第 22 条第 3 項	
		第 43 条第 2 項	

より発注者が負担する必要な費用について協議します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
- 完 成 年 月 日
- 5 増加費用を必要とした又は損害を受けた原因及び内容
- 6 発注者が負担する費用の額及び明細

(明細書別添のとおり)

注 1 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

注 2 発注者が負担する費用の額の清算を示す明細書を添付すること。

(第 号)
年 月 日

(受注者又は発注者) 様

(発注者又は受注者) 印

発注者が負担する必要な費用の額について(回答)

年 月 日付け(第 号)で協議のあったこのことについては、下記のとおり承諾します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日
- 5 増加費用を必要とした又は損害を受けた原因及び内容

- 6 発注者が負担する費用の額及び明細

注 上記の5及び6について、相手方からの協議どおりに承諾する場合は、「年 月 日付け(第 号)で協議のあったとおり」と記載すること。

(第 年 月 日 号)

(受注者又は発注者) 様

(発注者又は受注者) 印

福井市工事請負契約約款第 25 条 [第 1 項 第 5 項 第 6 項] の規定による請負代金額の変更について (請求)

年 月 日契約を締結した下記工事について、福井市工事請負契約約款第 25 条 [第 1 項 第 5 項 第 6 項] の規定により請負代金額を変更するよう請求します。

なお、 [変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額 請負代金額の変更額] については、別途協議します。

記

- 1 工事名
2 工事場所 福井市 地係
3 請負代金額 金 円
4 工期 着工 年 月 日 完成 年 月 日
5 請負代金額を変更請求する理由

注 1 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。
注 2 請求理由は、できる限り詳細に記載すること。

(第 年 月 日 号)

(発注者又は受注者) 様

(受注者又は発注者) 印

福井市工事請負契約約款第 25 条第 3 項の規定による協議 について

年 月 日付けで請求したこのことについて、福井市工事請負契約約款第 25 条第 3 項の規定により変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額等を下記のとおり協議します。

記

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	福井市 地係
3	請負代金額	金 円
4	工 期	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
5	基 準 日	年 月 日
6	変動前残工事代金額	金 円
	変動後残工事代金額	金 円
	請負代金額の変更額	金 円

$$\left(\begin{array}{l} \text{請負代金額の変更額} = \\ (\text{変動後残工事代金額} - \text{変動前残工事代金額}) - \text{変動前残工事代金額} \times \frac{15}{1000} \end{array} \right)$$

(第 年 月 日 号)

(発注者又は受注者) 様

(受注者又は発注者) 印

福井市工事請負契約約款第 25 条第 3 項の規定による協議 について (回答)

年 月 日付け(第 号)で協議のあったこのことについては、下記のとおり承諾します。

記

- | | | | | | |
|---|-----------|-----|---|---|----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | | 円 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 基 準 日 | | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 変動前残工事代金額 | 金 | | | 円 |
| | 変動後残工事代金額 | 金 | | | 円 |
| | 請負代金額の変更額 | 金 | | | 円 |

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額について (通知)

年 月 日付け(第 号)で協議した(協議のあった)このことについては、期日までに協議が整わなかったため、発注者において下記のとおり変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額を定めたから、福井市工事請負契約約款第 25 条第 3 項ただし書の規定により通知します。

記

1	工 事 名			
2	工 事 場 所	福井市		地係
3	請負代金額	金		円
4	工 期	着 工	年 月 日	
		完 成	年 月 日	
5	変動前残工事代金額	金		円
6	変動後残工事代金額	金		円
7	請負代金額の変更額	金		円

年 月 日

(監督職員) 様

住 所
受注者
氏 名

現場代理人

臨機の措置について (通知)

災害防止等のため臨機の措置をとりましたので、福井市工事請負契約約款第 26 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

- | | | | | | |
|---|-------------|-----|---|----|---|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | 地係 | |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | 円 | |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 臨機の措置をとった理由 | | | | |
| 6 | 臨機の措置の内容 | | | | |

注 臨機の措置をとった理由及び臨機の措置の内容については、できる限り詳細に記載すること。

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住 所
氏 名 印

天災等による損害発生通知書

天災等の不可抗力により損害が発生しましたので、福井市工事請負契約約款第 29 条第 1 項の規定により下記のとおり通知します。

記

- | | | | | | |
|---|----------|-----|-------|--|----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | | 円 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 月 日 | | |
| | | 完 成 | 年 月 日 | | |
| 5 | 損害発生の日時 | | 年 月 日 | | |
| 6 | 損害発生の原因 | | | | |
| 7 | 損害の内容 | | | | |
| 8 | 損害概算額 | 金 | | | 円 |
| 9 | その他の参考事項 | | | | |

注 1 損害の内容及び損害発生の原因は、できる限り詳細に記載すること。
注 2 損害状況のわかる写真等を添付すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

損害の確認について（通知）

年 月 日付けで発生通知のあった損害について、年 月 日現地調査を行い、損害の状況を下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日
- 5 損害発生の原因
- 6 損害の内容

注1 損害発生の原因は、できる限り詳細に記載すること。

注2 損害の内容は、工事目的物、仮設物、工事現場に搬入済の工事材料、建設機械器具ごとに、その名称、規格、損害の程度等をできる限り詳細に記載するものとし、必要に応じて別紙として添付すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

福井市工事請負契約約款第 29 条に基づく損害額について(協議)

年 月 日付けで発生通知のあった損害について、損害合計額を下記のとおり協議します。

記

工 事 名			
工 事 場 所	福井市	地係	
請負代金額	金	円	
工 期	着 工	年 月 日	
	完 成	年 月 日	
災害発生年月日	年 月 日		
損害合計額	金 円		
	内 訳	損害の額	金 円
		損害の取り片付けに要する費用	金 円
	明細書別添のとおり		

注 損害合計額の積算を示す明細書を添付すること。

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者
氏名 印

福井市工事請負契約約款第29条第3項に基づく損害による費用の負担について(請求)

年 月 日付けで確認通知のありました損害について、下記のとおり費用の負担を請求します。

記

工 事 名			
工 事 場 所	福井市	地係	
請負代金額	金	円	
工 期	着 工	年 月 日	
	完 成	年 月 日	
災害発生年月日	年 月 日		
損害合計額	金 円		
	内 訳	損害の額	金 円
		損害の取り片付けに要する費用	金 円
	明細書別添のとおり		

注 請求金額の積算を示す明細書を添付すること。

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者
氏名

印

工 事 完 成 届

年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事が完成しましたので福井市工事請負契約約款第31条第1項の規定により通知します。

記

- | | | | | | |
|---|---------|-----|---|---|----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | | 円 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 工事完成日 | | 年 | 月 | 日 |

年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

福井市工事請負契約約款

第31条第2項 第37条第3項 第38条第1項 第54条第1項	の規定による 破壊検査について(通知)
--	------------------------

年 月 日

完成届のあった 検査請求のあった 契約が解除された	下記工事について、破壊検査を
---------------------------------	----------------

行うので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
- 完 成 年 月 日
- 5 破壊検査を行う日 年 月 日
- 6 破壊検査を行う箇所
- 7 破壊検査を行う理由

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名 印

引 渡 書

下記工事について 年 月 日に完成を確認する検査に合格しましたので、福井市工事請負契約約款第 31 条第 4 項の規定により工事目的物を引渡します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日
- 5 引渡年月日 年 月 日
- 6 添 付 書 類

注 添付書類は、当該工事にかかる出来形・品質管理資料・工事写真等の資料を添付すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

工事目的物の引渡しについて（請求）

下記工事について 年 月 日付けで請負代金の支払を完了したので、
福井市工事請負契約約款第 31 条第 5 項の規定により工事目的物の引渡しを請求しま
す。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
 完 成 年 月 日

年 月 日

(受注者) 様

(発注者)

(公印省略)

工 事 検 査 日 通 知 書

下記工事について、

完成
部分引渡
部分払
中間

の検査日が決定したので通知します。

記

- | | | | | | |
|---|---------|-----|---|---|----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | | 円 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 検査年月日 | | 年 | 月 | 日 |

注 不要な文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

工事目的物の部分使用について（請求）

年 月 日契約を締結した下記工事について、福井市工事請負契約約款第33条第1項の規定により部分使用を請求します。

記

- | | | | | | |
|---|-------------|-----|---|----|---|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | 地係 | |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | 円 | |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 使用請求部分 | | | | |
| 6 | 使用開始年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| 7 | 部分使用を請求する理由 | | | | |

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者 氏名 印

工事目的物の部分使用について（承諾）

年 月 日付けで請求のありましたこのことについて、下記のとおり承諾
します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 使用承諾部分
- 6 使用開始年月日 年 月 日

(第 年 月 日 号)

(受注者又は発注者) 様

(発注者又は受注者) 印

前払金のうち返還すべき超過額について (協議)

年 月 日付けで請負代金額を減額変更した下記工事に係る受領済みの前払金額について、返還すべき超過額について協議します。

記

- | | | | | |
|---|--------------|---------------------|-------|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | 円 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 月 日 | |
| | | 完 成 | 年 月 日 | |
| 5 | 返還すべき超過額 | 金 | | 円 a |
| | | 変更前請負代金額 | 金 | 円 |
| | | 変更後請負代金額 | 金 | 円 b |
| | | 受領済みの前払金額 | 金 | 円 c |
| | | 前払い比率 ((c - a) ÷ b) | | % |
| 6 | 5 の算定の根拠及び理由 | | | |

(第 年 月 日 号)

(受注者又は発注者) 様

(発注者又は受注者) 印

前払金のうち返還すべき超過額について (回答)

年 月 日付け(第 号)で協議のあったこのことについては、下記のとおり承諾します。

記

- | | | | | |
|---|----------|-----|-------|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | 円 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 月 日 | |
| | | 完 成 | 年 月 日 | |
| 5 | 返還すべき超過額 | 金 | | 円 a |

{	変更前請負代金額	金	円
	変更後請負代金額	金	円 b
	受領済みの前払金額	金	円 c
	前払い比率 ((c - a) ÷ b)		%

- 6 5の算定の根拠及び理由

注 記の6について、相手方からの協議どおりに承諾する場合は、「年 月 日付け(第 号)で協議のあったとおり」と記載すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

前払金のうち返還すべき超過額について (通知)

年 月 日付け(第 号)で協議した(協議のあった)このことについては、期日までに協議が整わなかったため、発注者において下記のとおり前払金のうち返還すべき超過額を定めたから、福井市工事請負契約約款第 34 条第 7 項ただし書の規定により通知します。

記

- 1 工事名
 - 2 工事場所 福井市 地係
 - 3 請負代金額 金 円
 - 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
 - 5 返還すべき超過額 金 円 a
- | | | |
|---------------------|---|-----|
| 変更前請負代金額 | 金 | 円 |
| 変更後請負代金額 | 金 | 円 b |
| 受領済みの前払金額 | 金 | 円 c |
| 前払い比率 ((c - a) ÷ b) | | % |
- 6 5 の算定の根拠及び理由

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名 印

部 分 払 検 査 願

福井市工事請負契約約款第 37 条第 2 項の規定により下記工事の部分払(第 回)
検査をお願いします。

記

- | | | | | |
|---|---------|-----|-------|----|
| 1 | 工 事 名 | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | 円 |
| 4 | 契約年月日 | | 年 月 日 | |
| 5 | 工 期 | 着 工 | 年 月 日 | |
| | | 完 成 | 年 月 日 | |

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名 印

部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（協議）

下記工事について部分払いを受けたいので福井市工事請負契約約款第 37 条第 7 項の規定により相応する請負代金相当額の協議をお願いします。

記

- | | | | | |
|---|----------|--------|-------|----|
| 1 | 工 事 名 | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | 円 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 月 日 | |
| | | 完 成 | 年 月 日 | |
| 5 | 出来形部分の内容 | 別紙のとおり | | |

注 出来形部分の内容については、数量総括表等により工種毎の出来形が分かる詳しい資料を添付すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（回答）

年 月 日付けで協議のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1	工 事 名		
2	工 事 場 所	福井市	地係
3	請負代金額	金	円
4	契約年月日		年 月 日
5	工 期	着 工 完 成	年 月 日 年 月 日
6	前回までの支払額	金	円
	前 払 金	金	円
	部分払金(第 回)金		年 月 日 円 年 月 日
7	出 来 高 額	金	円
			出来高率 %
8	今回の支払額	金	円

注 部分払金については、回数分計上すること。

支払い予定額の計算方法

部分払い金の額（1回目） $\text{請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$
 部分払い金の額（2回目以降） $(\text{請負代金相当額} - \text{前回迄の請負代金相当額}) \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について (通知)

年 月 日付け(第 号)で協議した(協議のあった)このことについては、期日までに協議が整わなかったため、発注者において下記のとおり部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額を定めたから、福井市工事請負契約約款第 37 条第 7 項ただし書の規定により通知します。

記

1	工 事 名					
2	工 事 場 所	福井市			地係	
3	請負代金額	金			円	
4	契約年月日			年 月 日		
5	工 期	着 工		年 月 日		
		完 成		年 月 日		
6	前回までの支払額	金			円	
	前 払 金	金			円	
	部分払金(第 回)金				年 月 日	
					円	
					年 月 日	
7	出来高額	金			円	
				出来高率		%
8	今回の支払額	金			円	

注 部分払金については、回数分記載すること。

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名 印

指 定 部 分 完 成 届

下記工事の指定部分は、 年 月 日に完成しましたので福井市工事請負契約約款第 38 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工 期 着 工 年 月 日
 完 成 年 月 日
- 5 指 定 部 分 工 期 着 工 年 月 日
 完 成 年 月 日

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名 印

指 定 部 分 引 渡 書

下記工事について指定部分は、 年 月 日に部分引渡検査に合格しましたので、福井市工事請負契約約款第 38 条第 1 項の規定により引渡します。

記

- | | | | | | |
|---|------------------|-----|---|---|----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 福井市 | | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | | 円 |
| 4 | 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 |
| | | 着 工 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 指定部分工期 | 完 成 | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 指定部分に係る
請負代金額 | 金 | | | 円 |
| 7 | 引渡年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| 8 | 添 付 書 類 | | | | |

注 添付書類は、当該指定部分にかかる出来形・品質管理資料・工事写真等の資料を添付すること。

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名 印

指定部分に相應する請負代金の額について (協議)

下記工事について指定部分に相應する請負代金の額について、福井市工事請負契約約款第 38 条第 3 項の規定により協議をお願いします。

記

- | | | | | | |
|---|---------|-----|---|---|----|
| 1 | 工事名 | | | | |
| 2 | 工事場所 | 福井市 | | | 地係 |
| 3 | 請負代金額 | 金 | | | 円 |
| 4 | 工期 | 着工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 指定部分工期 | 着工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 指定部分の内容 | | | | |

注 指定部分の内容については、設計図書に記載されている内容について書くこと。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

指定部分に相応する請負代金の額について(回答)

年 月 日付けで協議のあったこのことについては、下記のとおり回答します。

記

1	工 事 名					
2	工 事 場 所	福井市			地係	
3	請負代金額	金			円	
4	工 期	着 工	年	月	日	
		完 成	年	月	日	
5	指定部分に係る 請負代金額	金			円	
6	前回までの支払額合計	金			円	
	前 払 金	金			円	
	部分払金(第 回)	金		年	月	日
				年	月	日
7	今回の支払額	金			円	

注 部分払金については、回数分計上すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

指定部分に相応する請負代金の額について (通知)

年 月 日付け(第 号)で協議した(協議のあった)このことについては、期日までに協議が整わなかったため、発注者において下記のとおり指定部分に相応する請負代金の額を定めたから、福井市工事請負契約約款第 38 条第 3 項ただし書の規定により通知します。

記

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	福井市 地係
3	請負代金額	金 円
4	工 期	着 工 年 月 日
		完 成 年 月 日
5	指定部分に係る 請負代金額	金 円
6	前回までの支払額合計	金 円
	前 払 金	金 円 月 日
	部分払金(第 回)	金 円 月 日
7	今回の支払額	金 円

注 部分払金については、回数分計上すること。

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者 氏名 印

工事の〔全部一部〕中止について(通知)

年 月 日契約を締結した下記の工事について、福井市工事請負契約約款第 43 条第 1 項の規定により工事の〔全部一部〕を中止しましたので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

工事の中止内容	
工事を中止する範囲	
工事を中止する期間	
中止の理由	

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

工事目的物の契約不適合に係る **修補
損害賠償** の請求につ
いて

下記の工事の工事目的物について契約不適合があったので、福井市工事請負契約約款

**第 44 条第 1 項
第 55 条第 1 項** の規定により **修補
損害賠償** を請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契約締結年月日	
引渡し年月日	
契約不適合の内容	
修補事項及びその内容	
修補完了年月日	
損害賠償請求額	(内訳は別添明細書のとおり)

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

工事目的物の契約不適合について（通知）

下記の工事の工事目的物について契約不適合があったので、福井市工事請負契約約款第 57 条第 8 項の規定により契約不適合の内容を通知します。

なお、修補又は損害賠償が必要な場合は、その内容を別途通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契約締結年月日	
引渡し年月日	
契約不適合の内容	

通 知 書

年 月 日

福井市長 様

(工事発注者)発注者住所： _____

職氏名： _____

(公印省略)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所 属 名			
	フリガナ 担当者職氏名			
	電 話 番 号	-	-	(内 線)
工事内容	工 事 名			
	施 工 場 所	福井市		
	工 事 概 要	<p>工事の種類</p> <p>建築物に係る解体工事()注 1</p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事</p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等()注 1、注 2</p> <p>工事の規模</p> <p>建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²</p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²</p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p>用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円(税込)</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円(税込)</p>		
	工 期	_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日 (工事着手予定日： _____ 年 月 日)		
受注者	会 社 名			
	現 場 代 理 人			
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号	-	-	(内 線)
		F A X	-	-

欄には該当箇所にレを付すこと。

受付番号： _____

注 1) アスベストやフロン類使用機器(第 1 種特定製品)等の撤去が含まれる場合にその内容を記入する。

注 2) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。

(例：舗装、築堤、土地改良等)

説 明 書

年 月 日

(発注者)

様

住所

氏名

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について、下記のとおり説明します。

記

1. 工事名

2. 工事場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

工程表

5. その他説明事項

担当課長確認印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条および
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条に基づく書面

1. 工事名 _____

2. 工事場所 _____

3. 解体工事に要する費用等

上記の工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条および特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条に規定する書面に記載すべき事項については次のとおりとする。

(1) 分別解体等の方法

建築物に係る解体工事の場合

工程ごとの作業内容および解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

(2) 解体工事に要する費用 _____ 円 (税抜き)
(受注者の見積金額.....直接工事費)

(3) 再資源化等をするための施設の名称および所在地 (書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円 (税抜き)
(受注者の見積金額.....直接工事費)

(5) 上記に記載の金額は請負金額に含むものとし、上記各項目の内容に変更を必要とする場合は発注者と受注者の間で協議するものとする。

担当課長確認印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条および
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条に基づく書面

1. 工事名 _____

2. 工事場所 _____

3. 解体工事に要する費用等

上記の工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条および特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条に規定する書面に記載すべき事項については次のとおりとする。

(1) 分別解体等の方法 建築物に係る新築工事等の場合

工程ごとの作業内容および解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容および解体方法	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

(2) 解体工事に要する費用 _____ 円 (税抜き)
(受注者の見積金額.....直接工事費)

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円 (税抜き)
(受注者の見積金額.....直接工事費)

(5) 上記に記載の金額は請負金額に含むものとし、上記各項目の内容に変更を必要とする場合は発注者と受注者の間で協議するものとする。

担当課長確認印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

1. 工事名 _____

2. 工事場所 _____

3. 解体工事に要する費用等

上記の工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する書面に記載すべき事項については次のとおりとする。

(1) 分別解体等の方法 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等（土木工事等）の場合

工程ごとの作業内容および解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

(2) 解体工事に要する費用 _____ 円（税抜き）
 （受注者の見積金額……直接工事費）

(3) 再資源化等をするための施設の名称および所在地（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円（税抜き）
 （受注者の見積金額……直接工事費）

(5) 上記に記載の金額は請負金額に含むものとし、上記各項目の内容に変更を必要とする場合は発注者と受注者の間で協議するものとする。

担当課長確認印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

1. 工事名 _____

2. 工事場所 _____

3. 解体工事に要する費用等

上記の工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する書面に記載すべき事項を次のとおり変更する。

変更箇所

) 分別解体等の方法

建築物に係る解体工事の場合

工程	作業内容	分別解体等の方法
建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
外装材・上部構造部	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
その他()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

(2) 解体工事に要する費用 _____ 円(税抜き)
 (受注者の見積金額.....直接工事費)

(3) 再資源化等をするための施設の名称および所在地(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税抜き)
 (受注者の見積金額.....直接工事費)

(5) 上記に記載の金額は請負金額に含むものとし、上記各項目の内容に変更を必要とする場合は発注者と受注者の間で協議するものとする。

担当課長確認印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

1. 工事名 _____

2. 工事場所 _____

3. 解体工事に要する費用等

上記の工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する書面に記載すべき事項を次のとおり変更する。

変更箇所

(1) 分別解体等の方法		建築物に係る新築工事等の場合
工程	作業内容	分別解体等の方法
造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
その他()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

(2) 解体工事に要する費用 _____ 円(税抜き)
 (受注者の見積金額.....直接工事費)

(3) 再資源化等をするための施設の名称および所在地(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税抜き)
 (受注者の見積金額.....直接工事費)

(5) 上記に記載の金額は請負金額に含むものとし、上記各項目の内容に変更を必要とする場合は発注者と受注者の間で協議するものとする。

担当課長確認印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

1. 工事名 _____

2. 工事場所 _____

3. 解体工事に要する費用等

上記の工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する書面に記載すべき事項を次のとおり変更する。

変更箇所

(1) 分別解体等の方法 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等（土木工事等）の場合

工程ごとの作業内容および解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

(2) 解体工事に要する費用 _____ 円（税抜き）
 （受注者の見積金額.....直接工事費）

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円（税抜き）
 （受注者の見積金額.....直接工事費）

(5) 上記に記載の金額は請負金額に含むものとし、上記各項目の内容に変更を必要とする場合は発注者と受注者の間で協議するものとする。

再資源化等報告書

年 月 日

(発注者)

_____様

住所 _____

氏名 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事名 _____

2. 工事場所 _____

3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称および所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円(税抜き)

6 添付資料

再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

第 年 月 日

(発注者) 様

(受注者) 印

認 定 請 求 書

工事請負契約約款第 34 条第 4 項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所 福井市 地係

3 契 約 日 年 月 日

4 契 約 金 額 金 円

5 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日

添付書類

- 1 . 工事履行報告書 (別記様式施 - 18 - 1・2号)
- 2 . 工程表 (別記様式契 - 2号)
- 3 . 工事写真 (着手前・現況)

注 1 継続費及び債務負担行為に基づく契約の場合は契約額金額の欄に各年度の出来高予定額を記入すること。

注 2 主任監督員へ提出すること。

第
年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

認 定 調 書

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。

記

1	工 事 名				
2	工 事 場 所	福井市		地係	
3	契 約 日	金		円	
4	契 約 金 額	金		円	
5	工 期	着 工	年 月 日		
		完 成	年 月 日		
6	摘 要				

注 「摘要」欄には、参考までに下記の状況を記載すること。

- 1 予定工程どおりの進捗状況であるか。
- 2 工期の2分の1を経過しているか。
- 3 既に行われた当該工事に関する作業に要する経費が、契約金額の2分の1を超過しているか。

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者 氏名 印

担当技術者選定通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事の担当技術者を定めましたので、別紙資格証等の写しを添えて通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 担当技術者 氏名
(資格名 No.)

注1 事前に契約課にて確認されている技術者を選定すること。

注2 他工事にて常駐している技術者を選定しないこと。

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名 印

担当技術者変更通知書

下記工事の担当技術者を変更しましたので、別紙資格証等の写しを添えて通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 新任者 氏名 (資格名 No.)
- 6 前任者 氏名
- 7 変更理由

注1 事前に契約課にて確認されている技術者を選定すること。

注2 他工事にて常駐している技術者を選定しないこと。

注3 雇用関係を証明する書類を添付すること。

施 工 体 制 台 帳

【会 社 名・事業者 ID】 _____
 【事業所名・現場 ID】 _____

建 設 業 の 許 可	許 可 業 種	許 可 番 号	許 可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

工 事 名 称 及 工 事 内 容			
発 注 者 名 及 住 所	福井市役所 部 課 〒910-8511 福井市大手3丁目10-1		
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元 請 契 約		
	下 請 契 約		

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保 険 加 入 の 有 無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整 理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
	下請契約						

発 注 者 の 監 督 職 員 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
監 督 員 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
現 場 代 理 人 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
監 理 技 術 者 名 主 任 技 術 者 名	専 任 非 専 任	資 格 内 容	
監 理 技 術 者 補 佐 名		資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
	資 格 内 容	資 格 内 容	
	担 当 工 事 内 容	担 当 工 事 内 容	

一 号 特 定 技 能 外 国 人 の 従 事 の 状 況 (有 無)	有 無	外 国 人 建 設 就 労 者 の 従 事 の 状 況 (有 無)	有 無	外 国 人 技 能 実 習 生 の 従 事 の 状 況 (有 無)	有 無
--	-----	--------------------------------------	-----	--------------------------------------	-----

- (記入要領) 1. 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載してある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
2. 監理技術者等の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに 印を付けること。
3. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者等が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
4. 監理技術者等及び専門技術者について次のものを添付すること。
 資格を証するものの写し
 自社従業員である証明書類の写し(従業員証、健康保険証など)
5. 健康保険等の加入状況の「健康保険」において健康保険組合にあっては組合名を記載し、「健康保険」「厚生年金保険」において一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載し、「雇用保険」において継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
6. 健康保険等の加入状況について、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載する。

下請負人に関する事項

会社名・ 事業者ID		代表者名	
住所	〒		
電話番号	(TEL - -)		
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特 定 第 号 知 事 一 般	年 月 日
	工事業	大臣 特 定 第 号 知 事 一 般	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

[主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について〔専任・非専任〕のいずれかに 印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)

経験年数による場合 1) 大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験 2) 高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験 3) その他 10年以上の実務経験	資格等による場合 1) 建設業法「技術検定」 2) 建築士法「建築士試験」 3) 技術士法「技術士試験」 4) 電気工事士法「電気工事士試験」 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」 6) 消防法「消防設備士試験」 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
--	--

[健康保険等の加入状況の記入要領]

- 健康保険等の加入状況の「健康保険」において健康保険組合にあっては組合名を記載し、「健康保険」「厚生年金保険」において一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載し、「雇用保険」において継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
- 健康保険等の加入状況について、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加する。
- 直近の健康保険・厚生年金保険・雇用保険の保険料納入に係る「領収証書」又は「納入証明書」「領収済通知書」の写し等を監督職員に提示すること。2次以下の下請負業者についても同様に監督職員に提示すること。

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負人】

現場代理人
(所 長 名) _____ 様

〒 _____
住 所 _____

TEL _____

FAX _____

元請名称・ 事業者 ID	
-----------------	--

会 社 名・事業者 ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日	注文者との 契 約 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 (-)第 _____ 号 知事 一般	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	工事業	大臣 特定 (-)第 _____ 号 知事 一般	_____ 年 _____ 月 _____ 日

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保 険 加 入 の 有 無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整 理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----	------------------------	-----

- (記入要領)
1. 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
 2. 再下請負契約がある場合は《再下請負関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請負が複数ある場合は、《再下請負関係》欄をコピーして使用する。
契約書、注文書・請書等 下請基本契約書
 3. 一次下請負人は、二次下請負人以下の業者から提出された書類とともに下請負人編成表を作成の上、元請人に届出ること。
 4. この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
 5. 健康保険等の加入状況の「健康保険」において健康保険組合にあつては組合名を記載し、「健康保険」「厚生年金保険」において一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載し、「雇用保険」において継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
 6. 健康保険等の加入状況について、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約を行う場合には欄を追加する。

年 月 日

監督職員

様

受注者

現場代理人

現場発生品調書

年 月 日付けで請負契約した下記工事における発生品を引渡します。

記

1 工事名

2 工事場所

福井市

地係

品名	規格	単位	数量	摘要

確認 ・ 立会依頼書

主任 監督職員	監督職員

現場 代理人

確認 ・ 立会事項

工事名 _____ 年月日： _____

下記について 確認 ・ 立会 されたく提出します。

記

工	種		
場	所		
資	料		
希 望 日 時			時

確認立会員			
実施日時			時
記 事			

年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
氏名

印

品質証明員通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事の品質証明員を定めましたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 品質証明員 氏名

品質証明員経歴書				
住 所				
氏 名				
生 年 月 日	年	月	日	
入 社 日	年	月	日	
資格・免許等				
(最終学歴)	学校		学部卒業	実務経験年数 年
工 事 経 歴	年 月	年 月	工事名	
		~ 年 月	任 務	
	年 月	年 月	工事名	
		~ 年 月	任 務	
	年 月	年 月	工事名	
		~ 年 月	任 務	
	年 月	年 月	工事名	
		~ 年 月	任 務	
年 月	年 月	工事名		
	~ 年 月	任 務		
年 月 日				
			住 所	
			受注者	
			氏 名	印

注1 資格免許等は、法令による資格の名称、等級、種別、登録（合格）番号を記載し、写しを添付すること。

注2 最終学歴は、専攻科目まで記載すること。

注3 工事経歴は、最近のものから順に記載し、工事名及びその工事時の現場代理人等の任務を記載する。

年 月 日

品質証明書

工事名 着工 年 月 日
 工事場所 工期 完成 年 月 日

品質証明記事					
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

住所

受注者

氏名

印

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期	~		
日付	(月分)		
月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

様式施-18-2 を添付して提出すること。

所属長	主任 監督職員	監督職員

現場 代理人

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者 氏名

現場代理人

工 事 事 故 報 告 書

下記工事について事故が発生したので報告します。

1 工 事 名

2 工 事 場 所 福井市 地係

3 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日

4 発生日時 年 月 日 時 分頃

5 被害状況

6 添付書類

注 添付書類は、事故の内容が分かる詳しい資料を添付すること。

(発注者) 様

住所
受注者
氏名

印

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

下記のとおり証紙を購入しましたので当該掛金収納書を貼付して報告します。

工 事 名	工 事		
工 事 場 所	福井市	地 係	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
契 約 年 月 日	年 月 日	請負代金額	円
共済証紙購入金額	円		
累計購入金額	円		

掛金収納書(契約者が発注者へ)を貼付

- 注1 この報告書は、工事請負契約締結後1ヶ月以内に工事担当課へ提出すること。
注2 下請負人が購入した場合は、その掛金収納書も貼付すること。

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者
氏名

印

共済証紙を購入しない又は購入遅延の理由書

1. 退職金共済証紙を購入しませんので
次の工事については2. 退職金共済証紙を追加購入しませんので お届けします。
3. 退職金共済証紙の購入が遅延します。

工 事 名				工 事
工 事 場 所	福井市			地 係
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日			
契 約 年 月 日	年 月 日	請負代金額	円	
退職金共済証紙を購入しない若しくは追加購入しない理由、又は退職金共済証紙の購入が遅延する理由及び証紙購入の予定時期				

注 該当する理由以外については、抹消すること。取り消し線を使用した場合には、訂正印を押印すること。
電子申請方式の場合は、共済証紙を退職金ポイントと読み替える。

年 月 日

監督職員

様

受注者

現場代理人

休日・夜間作業届

休日作業等を下記のとおり実施したいので、福井市土木工事共通仕様書第1編
1 - 1 - 1 - 36の規定により届出ます。

記

1 工事名

2 工事場所

福井市

地係

3 工期

着工

年

月

日

完成

年

月

日

4 作業年月日

年

月

日

5 作業内容

6 理由

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者 氏名 印

中間検査願

下記工事の内容について、福井市工事等検査規程第2条第4号の規定に基づき検査をお願いします。

記

1 工事名

2 工事場所 福井市 地係

3 請負代金額 金 円

4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

3 検査内容

(注) 検査内容については、製品、材料、部分使用、不可視部分等の内容を記載すること。

年 月 日

工事検査課長 様

工事担当課長

(公印省略)

中 間 検 査 依 頼 書

下記の工事について、中間検査（製品・材料）をお願いします。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所 福井市 地係

3 請負代金額 金 円

4 受 注 者

5 工 期 着 工 年 月 日

完 成 年 月 日

6 検査を要する工
事内容

7 検査予定年月日 年 月 日

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

年 月 日

工事検査課長 様

工事担当課長

(公印省略)

段 階 検 査 依 頼 書

下記の工事について、段階検査(第 回)をお願いします。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所 福井市 地係

3 請負代金額 金 円

4 受 注 者

5 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日

6 検査を要する工
事内容

7 検査予定年月日 年 月 日

課長	副課長	課長補佐	主幹

段階検査指示・報告書

工 事 名	工 事	課 名		整理 番号	検 査 番
工 事 場 所	福井市	地 係	担当検査職員		
工 期	着 工 年 月 日		完 成 年 月 日		
監 督 職 員		受 注 者			
指 示 事 項	検 査 内 容	主席工事 検査官印	検 査 年 月 日	指名検査 職員 印	
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

- (1) 検査内容毎の段階検査箇所等を示す図面(詳細図等を含む)及び検査状況写真を添付の上工事検査課へ提出。本報告書は、完成検査時に工事評定書とともにクリアファイルに入れておく。
- (2) 段階検査合格後、次の工程に移る。

7 参 考 資 料

1 労働安全衛生法で設置することを定められた管理者等

労働安全衛生法では工事を行う場合で一定の条件が満たされた場合に以下の者達を選任しなければならないとされています。事業規模等より必要な管理者等を確認し選任してください。

○総括安全衛生管理者（法第10条）

・選任

表1-1の各業種において使用している労働者の数が表1-1の規定の数を超える場合に選任しなければなりません。選任は選任する事由が発生した日から14日以内に行わなければなりません。

・業務内容

次の業務を統括管理しなければなりません。

- ①労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- ②労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ③健康診断の実施、その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ④労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑤その他労働災害を防止するため必要な業務。

・資格

特に必要ありませんが、選定する場合は事業場において事業の実施を統括管理する権限と責任を持った人（事業所長、工場長 etc）を選定しなければなりません。

表1-1 総括安全衛生管理者を選任しなければならない事業場の規模（令第2項）

No		使用している労働者数
1	林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	100人
2	製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300人
3	その他の業種	1,000人

○安全管理者（法第 11 条）

・選任

表1-2 の各業種において使用している労働者の数が 50 人を超える場合に選任しなければなりません。選任は選任する事由が発生した日から 14 日以内に行わなければなりません。

また、その事業所に専属の者を選任することとなっています。ただし、2 人以上の安全管理者を選任する場合で労働安全コンサルタントが含まれている場合は 1 人については専属しなくて構いません。

・業務内容

- ①建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置
- ②安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検
- ③作業の安全についての教育及び訓練
- ④発生した災害原因の調査及び対策の検討
- ⑤消防及び避難の訓練
- ⑥作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ⑦安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録

・資格

免許は必要ありませんが、以下の条件を満たしていなければなりません。

- ①理科系大学を卒業後、2 年以上産業安全の実務に従事した経験者
- ②理科系高校を卒業後、4 年以上産業安全の実務に従事した経験者
- ③労働安全コンサルタント。
- ④上記以外の者で別途厚生労働大臣が定める者

表1-2 安全管理者を選任しなければならない事業場の規模（令第3項）

No		使用している労働者数
1	林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	50 人
2	製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50 人

○衛生管理者（法第12条）

・選任

業種に関係なく常時50人以上の労働者を使用している場合に選任しなければなりません。選任は選任する事由が発生した日から14日以内に行わなければなりません。

また、その事業所に専属の者を選任することとなっています。選任する人数は事業場の規模により変わりますので注意してください。

・業務内容

- ①健康に異常のある者の発見及び措置
- ②作業環境の衛生上の調査
- ③作業条件、施設等の衛生上の改善
- ④労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ⑤衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ⑥労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- ⑦衛生日誌の記載等職務上の記録の整備
- ⑧定期巡視

少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

・資格

業種の区分によりそれぞれの資格を有する者のうちから選任すること

- ①農林水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業
⇒ 第一種衛生管理者免許所有者、衛生工学衛生管理者免許所有者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど
- ②上記以外の業種
⇒ 第一種又は第二種衛生管理者免許所有者、衛生工学衛生管理者免許所有者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど

○安全衛生推進者（法第12条の2）

・選任

表1-2の各業種において使用している労働者の数が常時10人以上50人未満の労働者がいる場合に選任しなければなりません。選任は選任する事由が発生した日から14日以内に行わなければなりません。

また、その事業所に専属の者を選任することとなっています。ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者（安全管理者、衛生管理者となって5年以上安全衛生の実務を経験した者、またはそれと同等の能力を有する者）から選任する場合はこの限りではありません。

・業務内容

- ①労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事
- ②労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関する事
- ③健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事
- ④労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
- ⑤その他労働災害を防止するために必要な業務

・資格

安全衛生推進者（衛生推進者）の業務を担当するのに必要な能力を有すると認められる者〔昭和63年9月5日 労働省告示第80号「安全衛生推進者等の選任に関する基準」を参照〕

○統括安全衛生責任者（法第 15 条）

・選任

表1-3 の各業種において使用している労働者の数が表1-3 の規定の数を超える場合に特定元方事業者が選任しなければなりません。選任は作業開始後遅滞なく選任しなければなりません。専属である必要はありません。

発注者が同一の場所で分割発注をした工事において各工事の労働者数が 50 人を超えなくても、同一の場所で作業するすべての労働者の総計が 50 人を超えた場合は統括安全衛生責任者を選任する必要があります。

・業務内容

- ①元方安全衛生管理者の指揮
- ②協議組織の設置および運営
- ③作業間の連絡および調整
- ④作業場所の巡視
- ⑤関係請負人が行う労働者の安全または衛生のための教育に対する指導および援助
- ⑥仕事の工程に関する計画および作業場所における機械、設備等の配置に関する計画の作成
- ⑦当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律またはこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導
- ⑧労働災害を防止するために必要な事項

・資格

特に免許等は必要ありませんが、その場所で事業の実施を統括管理しうる者である必要があります。

表1-3 統括安全衛生責任者を選任しなければならない事業場の規模（令第7項）

No		使用している労働者数
1	建設業、造船業	50 人
2	ずい道等の建設、橋梁の建設（人口が集中している地域内における道路上もしくは道路に隣接した場所または鉄道の軌道上もしくは軌道に隣接した場所に限る）または圧気工法による作業	30 人

○元方安全衛生管理者（法第 15 条の 2）

・選任

表1-3 の各業種において使用している労働者の数が表1-3 の規定の数を超える場合に特定元方事業者が選任しなければなりません。統括衛生管理責任者を選任した元方事業者が選任することになります。選任は作業開始後遅延なく選任しなければなりません。

・業務内容

- ①統括安全衛生責任者の補佐
- ②協議組織の設置および運営
- ③作業間の連絡および調整
- ④作業場所の巡視
- ⑤関係請負人が行う労働者の安全または衛生のための教育に対する指導および援助
- ⑥仕事の工程に関する計画および作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律またはこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導
- ⑦労働災害を防止するために必要な事項

・資格

特に免許等は必要ありませんが、以下の条件を満たしている必要があります。

- ①理科系大学などを卒業後 3 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務の従事した者
- ②理科系高校を卒業後 5 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務の従事した者
- ③上記以外め者で別途厚生労働大臣が定める者

○店社安全衛生管理者（法第15条の3）

・選任

統括安全衛生責任者および元方安全衛生管理者を選任していない事業場ごとに元方事業者が選任しなければなりません。表1-4の各業種において使用している労働者の数が表1-4の規定の数を超える場合に特定元方事業者が選任しなければなりません。統括衛生管理責任者を選任した元方事業者が選任することになります。選任は作業開始後遅滞なく選任しなければなりません。

・業務内容

- ①最低毎月1回作業場を巡視
- ②作業の種類とその実施状況の把握
- ③協議組織の会議に随時参加
- ④仕事の工程に関する計画及び関係請負人の講ずべき措置の確認
- ⑤請負契約にかかる仕事を行う場所における統括安全衛生管理事項を担当する者に対する指導
- ⑥仕事の工程に関する計画および作業場所における機械、設備等の配置に関する計画の作成
- ⑦当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律またはこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導
- ⑧労働災害を防止するために必要な事項

・資格

特に免許等は必要ありませんが、以下の条件を満たしている必要があります。

- ①大学または高等専門学校を卒業後3年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した者
- ②高校または中等教育学校を卒業後5年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した者
- ③8年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した者
- ④上記以外の者で別途厚生労働大臣が定める者

表1-4 店社安全衛生管理者を選任しなければならない事業場の規模（安衛則第18項の6）

No		使用している労働者数
1	ずい道工事、橋梁工事、圧気工法による作業	20～29人
2	主要構造物が鉄骨鉄筋コンクリート造などの建設物の建設工事	20～49人

○安全衛生責任者（法第16条）

・選任

統括安全衛生責任者が選任された事業場の関係請負人が選任します。つまりは下請負人が選任するということです。

・業務内容

- ①統括安全衛生責任者との連絡
- ②統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡
- ③①で受けた連絡に係る事項のうち自社に係るものの実施についての管理
- ④自社の労働者の作業の実施に関し、作成する計画と特定元方事業者が作成する計画との整合性を図るための統括安全衛生責任者との調整
- ⑤労働災害に係る危険の有無の確認
- ⑥仕事の一部を下請負人に請け負わせている場合の他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡および調整

・資格

特に免許等は必要ありません。

○統括安全衛生管理義務者（法第30条）

・選任

発注者が分割工事等（労働者の作業が同一の場所において行われているもの）を行っている場合に、統括安全衛生責任者の役割を行う者（以下「統括安全衛生管理義務者」という。）を工事を請け負う者のうち一の者から指名します。指名は契約後速やかに行わなければならないが、指名がなされ統括安全衛生管理義務者が決定するまでは工事に着手してはならないことになっています。統括安全衛生管理義務者の指名は発注者が行います。

ただし、分割して発注している工事について同一の場所にて行われているすべての工事の労働者の総計が50人を超えた場合は統括安全衛生責任者を指名することになります。

・業務内容

①協議組織の設置および運営

②作業間の連絡および調整（同一の場所で作業をしている他請負業者への連絡および調整も含む）

③作業場所の巡視（同一の場所で作業をしている他請負業者の作業場所の巡視も含む）

④関係請負人が行う労働者の安全または衛生のための教育に対する指導および援助

⑤仕事の工程に関する計画および作業場所における機械、設備等の配置に関する計画の作成

⑥当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律またはこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導

⑦労働災害を防止するために必要な事項

・資格

特に免許等は必要ありません。

2 作業主任者の選任

作業主任者の選任については免許、技能講習、特別教育等を受けた有資格者を労働安全衛生法施行規則第6条により指名しなければならない。

作業主任者の選任を必要とする作業の主なものは下図のとおりである

作業主任者名称	作業主任者を選出すべき作業	資格	法令
高圧室内作業主任者	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。）	免許	高圧則 10 条
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免許	安衛則 314 条
林業架線作業主任者	機械集材装置もしくは運材索道の組立て、解体、変更もしくは修理の作業又はこれらの設備による集材もしくは運材の作業	免許	安衛則 513 条
ボイラ取扱作業主任者	ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの作業	免許	ボイ則 24 条
木材加工用機械 作業主任者	木材加工用機械（携帯用のものを除く。）を5台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のご盤が含まれている場合には、3台以上）有する事業場において行なう当該機械による作業	技能 講習	安衛則 129 条
乾燥設備作業主任者	乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1m ³ 以上のもの。熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10kg以上、液体燃料にあつては毎時10L以上、気体燃料にあつては毎時1m ³ 以上であるものに限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10kw以上のものに限る。）	技能 講習	安衛則 297 条
コンクリート破砕器 作業主任者	コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業	技能 講習	安衛則 321 条 の 3
地山の掘削 作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業（第11号に掲げる作業を除く。）	技能 講習	安衛則 359 条
土止め支保工 作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	技能 講習	安衛則 374 条
ずい道等の掘削等 作業主任者	ずい道等の掘削の作業（掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。）又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業	技能 講習	安衛則 383 条 の 2
ずい道等の覆工 作業主任者	ずい道等の覆工の作業	技能 講習	安衛則 383 条 の 4
採石のための掘削 作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削の作業	技能 講習	安衛則 403 条
はい作業主任者	高さが2m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによつて行なわれるものを除く。）	技能 講習	安衛則 428 条
船内荷役作業主任者	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（総トン数500t未満の船舶において揚貨装置を用いないで行なうものを除く。）	技能 講習	安衛則 450 条

作業主任者名称	作業主任者を選出すべき作業	資格	法令
型わく支保工組立て等作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	技能講習	安衛則 246 条
足場の組立て等作業主任者	つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習	安衛則 565 条
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの（高さが5m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業	技能講習	安衛則 517 条の4
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるもの（高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	技能講習	安衛則 517 条の8
木造建築物の組立て等作業主任者	建築基準法施行令に規定する軒の高さが 5m 以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	技能講習	安衛則 517 条の12
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	コンクリート造の工作物（高さが5m以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業	技能講習	安衛則 517 条の17
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のもの（高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業	技能講習	安衛則 517 条の22
第一種圧力容器取扱作業主任者	第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の取扱いの作業	技能講習	ボイ則 62 条
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所における作業	技能講習	酸欠則 11 条

また、労働安全衛生法上就業制限を必要とする危険・有害業務の主なものは下図のとおりである。

就業制限の業務 (安衛法 61 条 令 20 条)		就業が認められる資格
発破業務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は残薬の点検及び処理	発破技士免許を受けた者
揚貨装置運転	制限荷重 5 t 以上の揚貨装置の運転 (船用デリック、クレーン)	揚貨装置運転免許を受けた者
クレーンの運転	つり上げ荷重が 5 t 以上のクレーン (跨線テルハは除く) の運転	クレーン運転士免許を受けた者 床上操作式クレーン運転技能講習修了者 (床上操作式のみ)
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重が 1 t 以上の移動式クレーンの運転 (道路上を走行させる運転を除く)	移動式クレーン運転士免許を受けた者 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (5 t 未満のみ)
デリックの運転	つり上げ荷重 5 t 以上のデリックの運転	デリック運転士免許を受けた者
潜水業務	潜水器を用い、かつ空気圧縮機もしくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行なう業務	潜水士免許を受けた者
ガス溶接等の業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断、加熱の業務	ガス溶接作業主任者免許を受けた者 ガス溶接技能講習修了者
フォークリフトの運転	最大荷重 (フォークリフトの構造および材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう) 1 t 以上のフォークリフトの運転 (道路上を走行させる運転を除く)	フォークリフト運転技能講習
車両系建設機械の運転 (整地、運搬、積込、掘削用)	機体重量が 3 t 以上の整地・運搬・積込および掘削用建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転 (道路上を走行させる運転を除く)	車両系建設機械運転技能講習修了者 (整地、運搬、積込用および掘削用)
車両系建設機械の運転 (基礎工専用)	機体重量が 3 t 以上の基礎工専用建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転 (道路上を走行させる運転を除く)	車両系建設機械運転技能講習修了者 (基礎工専用)
車両系建設機械の運転 (解体用)	機体重量が 3 t 以上の解体用建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転 (道路上を走行させる運転を除く)	車両系建設機械運転技能講習修了者 (解体用)
ショベルローダー等の運転	最大荷重 (ショベルローダーまたはフォークローダーの構造および材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう) が 1 t 以上のショベルローダーまたはフォークローダーの運転 (道路上を走行させる運転を除く)	ショベルローダー等運転技能講習修了者
不整地運搬車の運転	最大積載量が 1 t 以上の不整地運搬車の運転 (道路上を走行させる運転を除く)	不整地運搬車技能講習修了者
高所作業車の運転	作業床の高さが 10 m 以上の高所作業車の運転 (道路上を走行させる運転を除く)	高所作業者運転技能講習修了者
玉掛けの業務	制限荷重が 1 t 以上の揚貨装置またはつり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛け	玉掛技能講習

3 計画の届出をすべき建設等の工事

労働安全衛生法においては一定の工事について施工計画書の届出と事前の社内審査を定めている。
下記工事について厚生労働大臣または所轄労働基準監督署長に計画の届出を行わなければならない。

表3-1 労働安全衛生法第88条第3項により厚生労働大臣へ計画の届出を必要とする主な仕事

法令条項	仕事等の範囲
安衛則89条の2	高さが300m以上の塔の建設の仕事
	堤高（基礎地盤から堤高までの高さ）が150m以上のダム建設の仕事
	最大支間500m（つり橋にあっては1,000m）以上の橋梁の建設の仕事
	長さが3,000m以上のぞう道等の建設の仕事
	長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設の仕事で、深さ50m以上のたて坑の掘削を伴うもの
	ゲージ圧が0.3Mpa以上の圧気工法による作業を行う仕事

(注) 仕事の開始の日の30日前までに所定の様式、書類を添付し、厚生労働大臣へ直接届け出る。

表3-2 労働安全衛生法第88条第4項により所轄労働基準監督署長へ計画の届出を必要とする主な仕事等

法令条項	仕事等の範囲
安衛則90条	高さ31mを超える建築物または工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体または破壊（以下「建設」という）の仕事
	最大支間50m以上の橋梁の建設の仕事
	最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（人口が集中している地域内における道路もしくは道路に隣接した場所または鉄道の軌道上もしくは軌道に隣接した場所において行われるもの）の掘削を伴うもの
	ずい道等の建設の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く）
	掘削の高さまたは深さ10m以上である地山の掘削（ずい道等の掘削および岩石の採取のための掘削を除く）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削の下方に労働者が立ち入らないものを除く）を行なう作業
	圧気工法による作業を行なう仕事
	掘削の高さまたは深さ10m以上の土砂の採取のための掘削の作業を行なう仕事
	坑内掘による土砂の採取のための掘削の作業を行なう仕事

(注) 仕事の開始の日の14日前までに所定の様式、書類を添付し、所轄労働基準監督署長へ直接届け出る。

表3-3 労働安全衛生法第88条第2項により所轄労働基準監督署長へ計画の届出を必要とする主な設備等

法令条項	仕事等の範囲
安衛則88条	型枠支保工（支柱の高さが3.5m以上に限る）
	架設通路（高さおよび長さがそれぞれ10m以上のものに限る）（組立てから解体まで60日未満のものは適用除外）
	足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10m以上の構造のものに限る）組立てから解体まで60日未満のものは適用除外
	軌道装置（仮設の軌道装置の場合で6ヶ月未満の期間で廃止するものは適用除外）

(注) 仕事の開始の日の30日前までに所定の様式、書類を添付し、所轄労働基準監督署長へ直接届け出る。

表3-4 労働安全衛生法第88条第2項により所轄労働基準監督署長へ計画の届出を必要とする主な機械等

法令条項	仕事等の範囲	
クレーン則5条	クレーン	吊り上げ荷重3t（スタッカ式クレーンは1t）以上（吊り上げ荷重3t未満（スタッカ式クレーンは1t未満）のクレーンは設置報告書の提出）
クレーン則96条	デリック	吊り上げ荷重が2t以上のデリック（吊り上げ荷重が2t未満のデリックは設置報告書の提出）
クレーン則140条	エレベーター	積載荷重1t以上（積載荷重が1t未満のエレベーターは設置報告書の提出）
クレーン則174条	建設用リフト	ガイドレールまたは昇降路の高さ18m以上で積載荷重0.25t（高さ18m未満は設置報告書の提出）
ゴンドラ則10条	ゴンドラ	

（注）仕事の開始の日の30日前までに所定の様式、書類を添付し、所轄労働基準監督署長へ直接届け出る。

法令条項のうち、法＝労働安全衛生法、令＝労働安全衛生法施行令、安衛則＝労働安全衛生規則、クレーン則＝クレーン等安全規則、ゴンドラ則＝ゴンドラ安全規則

4 騒音規制法で指定した特定建設作業による騒音の規制基準

表4-1 特定建設作業騒音の規制基準（法第15条、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）

特定建設作業		規制の内容	騒音の大きさ	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日その他休日の作業禁止
1	杭打ち機、杭抜き機、杭打ち・抜き機を使用する作業	もんけん、圧入式杭打ち・杭抜きをアースオーガーと併用する作業を除く	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準より	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準より	1号区域 PM7時～翌日のAM7時まで	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準より	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準より
2	びょう打機を使用する作業						
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業にかかわる2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る					
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る					
5	コンクリートプラント又は、アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量がコンクリートプラントの場合は0.45m ³ 以上、アスファルトプラントの場合は200kg以上のもの（モルタル製造のためのコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）					
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る					
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る					
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る					

- 備考
- 1 デシベル（dB）は、計量法に定める音圧レベルの計量単位をいう
 - 2 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線において測定する
 - 3 第1号区域、第2号区域とは、騒音規制法第15条および特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づき次のいずれかに該当する区域として都道府県知事が指定した区域をいう

第1号区域

- イ) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
- ロ) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること
- ハ) 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること
- ニ) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内であること

第2号区域

指定された区域のうち、上記以外の区域

- 4 騒音の大きさが基準を超えた場合、10時間または14時間未満、4時間以上の範囲で短縮させることができる

5 振動規制法で指定した特定建設作業による振動の規制基準

表5-1 特定建設作業振動の規制基準（法第15条、施行規則別表第一）

特定建設作業			規制の内容	騒音の大きさ	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日その他休日の作業禁止
1	杭打ち機、杭抜き機、杭打ち・抜き機を使用する作業	もんけん、圧入式杭打ち・杭抜き機、油圧式杭抜き機を除く	施行規則別表第一より	75デジベル (dB)	施行規則別表第一より 1号区域 PM7時～翌日のAM7時まで 2号区域 PM10時～翌日のAM6時まで	施行規則別表第一より 1号区域 1日につき10時間 2号区域 1日につき14時間	施行規則別表第一より 同一場所において連続6日間	施行規則別表第一より 日曜日その他 の休日
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業にかかわる2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る						
4	ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除き、作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業にかかわる2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る						

備考 1 デジベル (dB) は、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位をいう

2 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線において測定する

3 第1号区域、第2号区域とは、振動規制法第15条および振動規制法施行規則別表一に基づき次のいずれかに該当する区域として都道府県知事が指定した区域をいう

第1号区域

イ) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること

ハ) 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること

ニ) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内であること

第2号区域

指定された区域のうち、上記以外の区域

4 振動の大きさが基準を超えた場合、10時間または14時間未満、4時間以上の範囲で短縮させることができる

6 火薬類取締法で指定した火薬類取扱保安責任者および同副保安責任者の選任資格およびその数

表6-1 火薬類取扱保安責任者（正・代理）、火薬類取扱副保安責任者等の選任資格（法第30条第2項、施行規則第69条第2項）

区分	貯蔵合計量または消費合計量	取扱保安責任者の資格	取扱副保安責任者の資格
火薬庫（煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫および導火線庫を除く）の所有者または占有者	1年間に20t以上の爆薬	甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種または甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
	1年間に20t未満の爆薬	乙種または甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種または甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
火薬庫、がん具煙火貯蔵庫または導火線庫の所有者または占有者		乙種または甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種または甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
消費者	1ヶ月に1t以上の火薬または爆薬	甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種または甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
	1ヶ月に25kg以上1t未満の爆薬および1ヶ月に1t未満の無添加可塑性爆薬	乙種または甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種または甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者

表6-2 火薬類取扱保安責任者（正・代理）、火薬類取扱副保安責任者等の選任資格（法第30条第2項、施行規則第69条第3項）

区分		取扱責任者	選任数
火薬庫の所有者 または 占有者	火薬庫群ごとに	火薬類取扱保安責任者数	1人
		同上 代理者数	1人
		火薬類取扱副保安責任者数 火薬類の棟数が10を超えるごとに（10棟以下の場合には不要）	1人以上
消費者	消費場所ごとに	火薬類取扱保安責任者数	1人
		同上 代理者数	1人
		火薬類取扱副保安責任者数 火工所1につき（1ヶ月の消費数量が50kg未満の者に係る火工所を除く）	1人以上